1. 用紙

品名	環境配慮仕様	備考
複写機用紙	【水準1】 ①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を総合的に評価した総合評価値が80以上であること。 ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。 ③製品に総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が記載されていること。記載できない場合は、ウェブサイト等で容易に確認できるようにし、参照先を明確にすること。 【水準2】 ①古紙パルプ配合率100%など古紙パルプの配合率が可能な限り高いものであること。②バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、FSC認証若しくはPEFC(SGECを含む。)認証を受けたもの又は間伐材等パルプであるなど、サプライチェーンにおいて生物多様性の損失を引き起こさない持続可能な生産がされたものであることが十分に確認されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)」(国基準) P9~P11を参照すること。
OA用紙 (フォーム用 紙等)	【水準1】 ① 古紙パルプ配合率70%以上、かつフォーム用紙にあっては白色度70%以下であること。②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたパージンパルプには適用しない。③塗工されているものについては、塗工量が両面で12g/m³以下であること。 【水準2】 ① バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、FSC認証若しくはPEFC(SGECを含む。) 認証を受けたもの又は間伐材等パルプであるなど、サプライチェーンにおいて生物多様性の損失を引き起こさない持続可能な生産がされたものであることが十分に確認されていること。②包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)P11を参照すること。 ■機械読み取り用紙(OCR用紙等)は除く。

2. 印刷物 品名 環境配慮仕様 ※複写機用紙を使用する場合は、「1. 複 印刷物(紙製 【水準1】 の報告書類、 (印刷用紙※(冊子の表紙及び色上質紙を除く。)) 写機用紙」の仕様を参照すること。 ①古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材等パルプ利用割合、その他の持続 ポスター、チラ 可能性を目指した原料の調達方針に基づいて使用するパルプ利用割合、白色度及び坪量を総 シ、パンフレッ ■詳細は「環境物品等の調達の推進に関 ト等) 合的に評価した総合評価値が70以上であること。 する基本方針(令和5年2月)」(国基準) ②バージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の 「紙類 (P13~P17)」及び「印刷 (P220~ 生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものである 226)」を参照すること。 【役務】 こと。ただし、合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造され たバージンパルプには適用しない。 ■付属資料1「環境に配慮した印刷発注」 ③製品の総合評価値及びその内訳(指標項目ごとの、指標値又は加算値、及び評価値)が容易 を参照のこと。 に確認できること。 ■(用紙)、(印刷インキ類)及び、(リサイク ル適性)については、納品時に表2の「資 (印刷インキ類) 1. オフセット印刷である場合には、次の基準を満たすこと 材確認票(兼 資材使用証明書)」を提出 ア.①のインキを使用する。ただし、①によれない場合は②のインキを使用すること。 させること。 ① ノンVOCインキ(石油系溶剤を使用しないインキ)又はリサイクル対応型UVインキ ②バイオマスを含有したインキであって、かつ、芳香族成分が1%未満の溶剤のみを用いるイ ■(リサイクル適性)の1及び2の「印刷物へ ンキ の適性の表示」については、古紙再生促 イ.インキの化学安全性が確認されていること。 進センター作成、日本印刷産業連合会運 ウ.①のインキを使用した場合は、印刷物の裏表紙等に「石油系溶剤を含まないインキを使用して 用の「リサイクル対応型印刷物製作ガイドラ います。」と表示するか、マークを表示すること。 イン」を参考とすること。ただし、使用する 材料に古紙リサイクル適性ランクが定めら れていない場合には、適用しないものとす 2. デジタル印刷の場合には、次の基準を満たすこと。 ①電子写真方式(乾式トナーに限る。)にあっては、トナーカートリッジの化学安全性に係る水準1 る。 (本ガイドのP16.品名「トナーカートリッジ」参照)を満たすトナーが使用されていること ②電子写真方式(湿式トナーに限る。)又はインクジェット方式にあっては、トナー又はインクの化 ■(印刷の各工程)については、仕様書に 表1「オフセット印刷又はデジタル印刷に 学安全性が確認されていること。 関連する印刷の各工程における環境配慮 項目及び基準」を添付すること。また、納品 時に表3「オフセット印刷又はデジタル印 (リサイクル適性) 1. 紙へのリサイクルにおいて阻害要因となる材料(古紙リサイクル適性ランクB、C及びDランクの 刷の工程における環境配慮チェックリスト 材料)が使用されていないこと。ただし、印刷物の用途・目的から使用する場合は、使用部位、廃 兼証明書」を提出させること。なお、(一社) 棄又はリサイクル方法を記載すること 日本印刷産業連合会による「グリーンプリ 2. 印刷物ヘリサイクル適性を表示すること。 ンティング認定工場」で印刷した場合に は、認定証の写しの提出をもって表3の提 (印刷の各工程) 出に代えることができる。 印刷の各工程において、環境配慮のための措置が講じられていること。 【水準2】 ①印刷物の用途及び目的を踏まえ、可能な限り軽量化されていること。 ②原稿入稿後から刷版作成までの工程において、デジタル化の推進等(DTP、CTP、DDCP方 式の採用等)により廃棄物の発生が可能な限り抑制されていること。 ③湿し水からのVOC発生を抑制していること。 ④洗浄剤からのVOC発生を抑制していること ⑤インキ缶やインク、トナー等の容器、感光ドラム等の資材・部品等が再使用又はリサイクル され ていステレ ⑥印刷物の表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用が可能な限り抑制さ れていること。 ⑦バージンパルプが原料として使用される場合にあっては、FSC認証若しくはPEFC (SGECを含 む。) 認証を受けたもの又は間伐材等パルプであるなど、サプライチェーンにおいて生物多様性の損失を引き起こさない持続可能な生産がされたものであることが十分に確認されていること。 ⑧製品の包装又は梱包は可能な限り軽易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷軽減に配慮 されていること ⑨(一社)日本印刷産業連合会によるグリーンプリンティング認定制度による認定を受けた工場で 印刷されるものであること。

3. 文具•事務用品

環境配慮仕様 【文具類共 【水準1】 ■詳細は、「環境物品等の調達の推進は 通】 ○①~③の要件を満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであるこ 関する基本方針(令和5年2月)」(国基準) P18~P29を参照すること。 ①次のいずれかの要件を満たすこと。また、アからウについては、主要材料以外の材料に木質が ■「エコマーク認定基準」とは、公益財団 含まれる場合はイ、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はウ(2)の要 法人日本環境協会エコマーク事務局が運 営するエコマーク制度の商品類型のうち、 件をそれぞれ満たすこと 品類型No.112「文具·事務用品 Version2」 ア. 金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上 使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが に係る認定基準をいう。 使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラス ■「再生プラスチック」とは、製品として使用 チック重量の60%以上使用されていること。 イ. 金属を除く主要材料が木質の場合は、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生 された後に廃棄されたプラスチック及び製 造工程の廃棄ルートから発生するプラス 資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における 森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 チック端材又は不良品を再生利用したもの をいう(ただし、原料として同一工程利用さ ウ. 金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。 れるものは除く。)。 (1) 紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。 (2) 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当 ■「ポストコンシューマ材料」とは、製品とし たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になさ れたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発 て使用された後に、廃棄された材料又は 生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 製品をいう。 ②大部分の材料が金属類の場合は、原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図 ■木質又は紙の原料となる原木について られるよう製品の設計がなされていること の合法性(…【文具類共通】【水準1】① ③消耗部分の交換・補充部品がある製品は、製品や包装、取扱説明書、パンフレットなどに交 イ、ウ(2))に係る確認を行う場合には、林 換・補充部品があることが表記されていること。ただし、シャープペンシルの替芯など詰替え使用 野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持 が社会的に認知されている製品は除く。 ④製品は、使用後に異種材料間(紙、木、プラスチック、金属、ガラスなど)の分別が可能なものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分別できないことが必要な部品は除く。 続可能性の証明のためのガイドライン(平 成18年2月15日)」に準拠すること。 ■ただし、平成18年4月1日より前に伐採業 者が加工・流通業者等と契約を締結してい ①古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること。 る原木については、平成18年4月1日の時 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 点で原料・製品等を保管している者が予め ③材料に木質が含まれる場合にあっては、FSC認証若しくはPEFC(SGECを含む。)認証を受け たもの又は間伐材等であるなど、サプライチェーンにおいて生物多様性の損失を引き起こさない 当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野 持続可能な生産がされたものであることが十分に確認されていること。 庁に報告を行うとともに、証明書に特定さ れた原料・製品等であることを記載した場 ④材料に紙が含まれる場合でバージンパルプが原料として使用される場合にあっては、FSC認 証若しくはPEFC(SGECを含む。)認証を受けたもの又は間伐材等パルプであるなど、サプライ 合には、上記ガイドラインに定める合法な チェーンにおいて生物多様性の損失を引き起こさない持続可能な生産がされたものであることが木材であることの証明は不要とする。 十分に確認されていること ⑤間伐材又は間伐材パルプの利用割合が可能な限り高いものであること ⑥製品の原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出 量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示さ れていること ⑦製品全体又は部品及び容器包装は、可能な限り単一素材化又は使用する素材の種類が少な くなるよう配慮されていること ⑧製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低 減に配慮されていること。 ⑨材料からのホルムアルデヒドの放散速度が0.02mg/m²h以下又はこれと同等のものであること ⑩主要材料がプラスチック材である製品は、リサイクルし易いように、プラスチックの種類を製品本体に表示すること。プラスチックの種類表示はJIS K6899 またはISO 1043-1 の記号を用い、少な くとも質量比率が最も高い部品のプラスチックの種類を表示すること。 なお、他の法令などにより材質表示が義務付けられる製品にあっては、その表示で替えることが できる。 ただし、表示スペースの小さいファイルのとじ具、消耗部分などについては本項目を適用しない。 ⑪製品の包装は省資源・資源循環に配慮し、以下の項目に適合していること。 紙材は、古紙パルプ配合率が70%以上であること。 イ プラスチック材は、再生プラスチックの質量割合が50%以上であること ②製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマス プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。 注) 文具類共通以外の文具・事務用品に定める品名については、共通して上記の水準1及び水 準2を適用する。ただし、大部分の材料が金属類に該当しない場合であって、「●印」水準1が定 められている品名については、上記の水準1に変えて、各品名の「●印」水準1を適用する。

〔筆記具〕		
· ·	【水準2】	
シル	○残芯が可能な限り少ないこと。	
シル替芯	【文具類共通】は容器に適用	
ボールペン	【水準1】 ○【文具類共通】の水準1を満たすこと、かつ、芯が交換できること。 【水準2】	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)
	○インクに、重金属、有害物質、及び有毒性・発がん性・生殖毒性・環境影響を有する化学物質 を含んでいないこと。	P19を参照すること。(化学物質に係る水準 2を除く。)
マーキングペン	【水準2】 ○消耗品が交換又は補充できること。 ○インクに、重金属、有害物質、及び有毒性・発がん性・生殖毒性・環境影響を有する化学物質 を含んでいないこと。	
鉛筆		
〔テープ類〕		
セロハンテー プ	【水準1】 ●【文具類共通】のとおり。ただし、①アの再生プラスチック割合は40%、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチック割合は20%、①ウ(1)の古紙パルプ配合率は50%と読み替えること。 ●巻き芯には、再生紙を使用すること。	
	【水準1】 ●テープ基材(ラミネート層を除く。)については再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)P21を参照すること。
〔紙製品〕		
事務用封筒(紙製)	【水準1】 ●古紙パルプ配合率40%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)P25を参照すること。
ノート	【水準1】 ●古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ●塗工されているものについては、塗工量が両面で30g/㎡以下であり、塗工されていないものについては白色度が70%程度以下であること。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)P25を参照すること。
付箋	【水準1】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること(粘着部分を除く。)。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ●主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)P25を参照すること。
インデックス	○粘着剤が水又は弱アルカリ水溶液中で、溶解又は細かく分散するものであり、樹脂ラミネート加工がされていないこと。	
プリンターラベ ル		
, •		1

〔ファイル類〕		
ファイル	【水準1】 ●金属を除く主要材料が紙の場合にあっては、紙の原料は古紙パルプ配合率70%以上であること。また、紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。それ以外の場合にあっては、文具類共通の判断の基準を満たすこと。ただし、透明ポケット式ファイルにあっては、主要材料がプラスチックの場合、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の20%以上使用されていること。 【水準2】 ○表紙ととじ具を分離し、部品を再使用、再生利用又は分別廃棄できる構造になっていること。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)P23~24」を参照すること。 ・「ファイル」とは、穴をあけてとじる各種ファイル(フラットファイル、パイプ式ファイル、とじこみ表紙、ファスナー(とじ具)、コンピュータ用キャップ式等)及び穴をあけずにとじる各種ファイル(フォルダー、ホルダー、ボックスファイル、ドキュメントファイル、透明ポケット式ファイル、スクラップブック、Z式ファイル、クリップファイル、用箋挟、図面ファイル、ケースファイル等)等をいう。
	【水準1】 ①【文具類共通】のとおり ②表紙芯材板紙には再生紙を使用すること	
〔その他〕		
文書保存箱	【水準1】 古紙パルプ配合率80%以上であること。	
定規 のり(液状、澱 粉のり)(補充 用を含む)	【文具類共通】は容器に適用	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準) P20~23を参照すること。
のり(固形・ テープ)(補充 用を含む)	○内容物が補充できること。【文具類共通】は容器に適用	-
はさみ	【水準2】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。	
連射式クリッ プ	【水準1】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の水準1を満たすこと。	
修正液、修正テープ	【水準1】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の水準1を満たすこと。	
	【水準2】 ○消耗品が交換できること。	
	【水準1】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(消耗部分を除く)。ただし、ポストコンシューマ材料からなる再生プラスチックにあっては、プラスチック重量の60%以上使用されていること。それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の水準1を満たすこと。	
	【水準2】 ○インク又は液が補充できること。	
	【水準1】 ●金属を除く主要材料がプラスチックの場合にあっては、再生プラスチックがプラスチック重量の70%以上使用されていること又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること(機構部分を除く。)。それ以外の場合にあっては、【文具類共通】の【水準1】を満たすこと。 【水準2】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)P20を参照すること。 ■汎用型とは、JIS S 6036の2.に規定するステープラつづり針の種類10号を使用するハンディタイプのものをいう。
(汎用型以	ること。 【水準2】 ○再使用、再生利用又は適正廃棄を容易に行いうるように、分離又は分別の工夫がなされていること。	■汎用型以外は、針を用いない方式のも のを含む。

	【水準1】 ①建築物内装用 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、VOC含有量 1%以下(鉄部用は5%以下)の水性塗料であること。 ②建築物外装用 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、粉体・無溶剤系塗料、水性塗料又はVOC含有量が30%以下の低VOC塗料(溶剤系)であること。 【水準2】 ①建築物外装用 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、粉体・無溶剤系塗料、又は水性塗料であること。 ②構造物用(建築物内装用及び外装用を除く。) 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、粉体・無溶剤系塗料、水銀、カドミウム、六価クロム等の有害金属類を添加していない塗料であって、粉体・無溶剤系塗料、水性塗料、又はVOC含有量が30%以下の低VOC塗料(溶剤系)であること。	
ダストブロワー		■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)P22を参照すること。 ■水準1において使用できる物質は、二酸化炭素、ジメチルエーテル及びハイドロフルオロオレフィン(HFO1234ze)等。
チョーク	【水準1】 ●再生材料が10%以上使用されていること。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)P 27を参照すること。
. , , ,	【水準1】 ●再生材料が70%以上使用されていること。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)P 27を参照すること。
	 【水準1】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①【文具類共通】の判断の基準を満たすこと。 ②次の要件を満たすこと。 ア. 使用済み製品にテープ部分(リボンを含む。)を再充填し、必要に応じて消耗部品を交換できることが、包装、同梱される印刷物又は取扱説明書のいずれかに表記されていること。 イ. 通常の使用条件により、5回以上繰り返して使用することが可能であること。 ウ. 工場で再充填される製品は、使用済み製品の回収システムがあること。 エ. 工場で再充填される製品は、回収した製品の部品の再資源化率(使用済みとなって排出され、再資源化を目的に回収後、再資源化工程に投入された製品の重量又は回収したカートリッジ等の重量のうち、再使用、マテリアルリサイクル、エネルギー回収や油化、ガス化、高炉還元又はコークス炉化学原料化された部品の重量の割合をいう。)が製品全体の重量(インクを除く。)の95%以上であること。また、回収した製品の部品のうち再使用又は再生使用できない部分は、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。 	
テープ印字機 等用テープ	【水準1】 ●次のいずれかの要件を満たすこと。 ①【文具類共通】の判断の基準を満たすこと。 ②テープ部分を交換することでテープ印字機等をそのまま使用できること。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)P 26を参照すること。

4. 衛生用紙

品名	環境配慮仕様	備考
パー	【水準1】 ○古紙パルプ配合率100%であること。 【オ****2】	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)P 15を参照すること。
ティッシュ	【水準2】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	

品名	環境配慮仕様	備考
毛布	【水準1】 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上かつポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていることかつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 【水準2】 ①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)P147を参照すること。 ■「再生PET樹脂」とは、PETボトル又は繊維製品等を原材料として再生利用されるものをいう。 ■「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量からボタン、ファスナ、ホック、縫糸等の付属品の重量を除いたものをいう。
カーペット	【水準1】 ○タイルカーペットの場合にあっては、基準値1は①及び②の要件を、基準値2は②の要件を満たすこと。 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ○ニードルパンチカーペットの場合にあっては、①又は②の要件を、タフテッドカーペット及び織じゅうたんにあっては①の要件を満たすこと。 ①未利用繊維、故繊維から得られる繊維、再生プラスチック及びその他の再生材料の合計重量が製品全体重量比で25%以上使用されていること。 ②植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。ア. 植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが製品全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 イ. 植物を原料とする合成繊維又はプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	
	【水準2】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。 ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ③製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	

被服・貸与被

服

【水準1】 ○次のいずれかの要件を満たすこと

①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、裏生地を除く繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、裏生地を除く繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上かつ裏生地を除くポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。

イ. 再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていることかつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。②使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア. 植物を原料とする生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

イ. 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、 繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること

ウ. 植物を原料とする非生分解性の合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、 繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は 再生利用のためのシステムがあること。

③エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

【水準2】

①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

②再生PET樹脂から得られるポリエステル又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたもの以外の繊維については、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。

③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配 慮されていること。

■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)」(国基準) P137~140を参照すること。

■知事部局の貸与被服については、本項 にかかわらず、総務局通知「被服貸与品の うち総務局長の定める制式」に定められた 仕様に従うこと。公営企業局の貸与被服に ついては、本項を適用する。

■「エコマーク認定基準」とは、公益財団 法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、 品類型No.103「衣服 Version3」に係る認定基準をいう。

靴 【水準1】

○甲部に使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。

①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、甲材の繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上、かっ、甲材のポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。

②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること

③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。

④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。

⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、甲材の繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

【水準2】

①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること

②製品に使用される繊維には、可能な限り未利用繊維又は反毛繊維が使用されていること。 ③甲部又は底部にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック、バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)P 138~140を参照すること。

作業用手袋 ■詳細は、「環境物品等の調達の推進に ○次のいずれかの要件を満たすこと 関する基本方針(令和5年2月)」(国基準) ①使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維を使用した製品について P154を参照すること。 は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分 を除く。)で50%以上使用されていること。 ■「ポストコンシューマ材料」とは、製品とし ②ポストコンシューマ材料からなる繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。) て使用された後に、廃棄された材料又は で50%以上使用されていること。 製品をいう。 ③未利用繊維が、製品全体重量比(すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されて いること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、製品全体重量比 ■「環境負荷低減効果が確認されたもの」 (すべり止め塗布加工部分を除く。)で50%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリ とは、製品のライフサイクル全般にわたる 環境負荷についてトレードオフを含め定量 マー含有率が20%以上であること。 的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第 三者のLCA専門家等により環境負荷低減 【水準2】 ①未利用繊維又は反毛繊維が可能な限り使用されていること(すべり止め塗布加工部分を除 効果が確認されたものをいう。 ②漂白剤を使用していないこと。 ■「バイオベース合成ポリマー含有率」と は、製品全体重量に占める、植物を原料と ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配 する合成繊維又はプラスチックに含まれる 慮されていること。 植物由来原料分の重量の割合をいう。 集会用テント 【水準1】 ■詳細は、「環境物品等の調達の推進に ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合 関する基本方針(令和5年2月)」(国基準) 成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 P155~156を参照すること。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されて いること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生 PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上かつポリエステル繊 維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されて いることかつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10% 以上使用されていること ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重 量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上である ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重 量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上である こと。さらに、製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

【水準2】

①製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

ブルーシート	【水準1】 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエチレン繊維を使用した製品については、再生ポリエチレン繊維が繊維部分全体重量比で50%以上使用されていること。 【水準2】 ○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)」(国基準) P155~156を参照すること。
旗・のぼり・幕	【水準1】 ○使用される繊維(天然繊維及び化学繊維)のうち、ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品については、次のいずれかの要件を満たすこと。 ①再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。ただし、繊維部分全体重量に占めるポリエステル繊維重量が50%未満の場合は、再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上かつポリエステル繊維重量比で50%以上使用されていること。 ②再生PET樹脂から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていることかつ製品使用後に回収及び再使用若しくはリサイクルされるためのシステムがあること。 ③再生PET樹脂のうち、故繊維から得られるポリエステル繊維が、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 ④植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。 ⑤植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が4%以上であること。 ⑥植物を原料とする合成繊維であって環境負荷低減効果が確認されたものが、繊維部分全体重量比で10%以上使用されていること。 「水準2】 ①臭素系防炎剤の使用が可能な限り削減されていること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り削減されていること。 ③製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)P 159~160を参照すること。 ■「繊維部分全体重量」とは、製品全体重量から棹、金属部品等の付属品の重量を除いたものをいう。 ■「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
モップ	【水準1】 次のいずれかの要件を満たすこと。 ①未利用繊維、リサイクル繊維及びその他の再生材料の合計重量が繊維部分全体重量比で25%以上使用されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用のためのシステムがあること。 【水準2】 ①製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ②製品使用後に回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)P161~162を参照すること。

6. 災害備蓄用品

6. 炎青偏音	,,	/ (I. la
品名	環境配慮仕様	備考
災害備蓄用 飲料水	【水準1】 ①賞味期限が5年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)」(P175~ 177)を参照すること。 ■【水準1】の対象とする「災害備蓄用飲料 水」及び「食料」は、災害用に長期保管す
	①回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。 ②容器については、可能な限り軽量化・薄肉化が図られていること。 ③使用する容器、ラベル・印刷、キャップ等については、使用後の再処理、再利用適性に優れた容器とするための環境配慮設計がなされていること。	る目的で調達するものとする。
食料(アルファ 化米・ 保存パン・ 乾パン)	①賞味期限が5年以上であること。	■【水準1】の②の原材料名については、 梱包用外箱には適用しない。
		■更新又は廃棄の際に発生する食品ロスの削減に努めること。食品ロス削減の工夫
整食品・フ	【水準1】 ①賞味期限が3年以上であること。 ②製品及び梱包用外箱に、名称、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法及び製造者名が記載されていること。	については、付属資料4を参照のこと。
	【水準2】 ○回収・再生利用による廃棄物排出抑制等に係る仕組みがあること。	
非常用携帯 電源	【水準1】 ①電気容量が100Wh以上であること。 ②保証期間又は使用推奨期限が5年以上であること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)」(P183)を 参照すること。
	【水準2】 ○分別が容易であって、再生利用及び廃棄時の負荷軽減に配慮されていること。	

7. 什器(オフィス家具)

オフィス家具

器【棚以外】、

ション、コート

ハンガー、傘

立て、掲示

板、黒板、ホ

ワイトボード、

個室ブース、

タンド)

(椅子、机、

【水準1】

○次の①から④のいずれかの要件及び⑤の要件を満たすこと、又はエコマーク認定基準を満た 基本方針(令和5年2月)」(P30~33 すこと若しくは同等のものであること。ただし、①から④について主要材料以外の材料に木質が含 照すること。(水準2⑭~⑰を除く。) 棚、収納用什 まれる場合は③ア、イ及びウを、紙が含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合は ④イの要件をそれぞれ満たすこと。

環境配慮仕様

①大部分の材料が金属類である棚又は収納用什器であって、表1に示された区分の製品は、次 のア、イ及びウの要件を、それ以外の場合及び大部分の材料が金属類であるディスプレイスタン ドにあっては、イ及びウの要件を満たすこと。

ア. 区分ごとの基準を上回らないこと。

イ. 単一素材分解可能率が90%以上であること

ウ. 表2の評価項目ごとに評価基準に示された環境配慮設計がなされていること

ディスプレイス ②金属を除く主要材料がプラスチックの場合は、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア. 再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されていること。

イ. バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものがプラスチック重量の 25%以上使用されていること、かつ、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること ③金属を除く主要材料が木質の場合は、次のエの要件を満たすとともに、使用している原料に応 ■「再生プラスチック」とは、製品として使用 イ及びウの要件を満たすこと

間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること。

イ. 間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照 らして手続が適切になされたものであること。

ウ. 上記ア以外の場合にあっては、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は 地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。

エ. 材料からのホルムアルデヒドの放散速度が、0.02mg/m²h以下又はこれと同等のものであるこ と。

④金属を除く主要材料が紙の場合は、次の要件を満たすこと。

ア. 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること

イ. 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たっ て、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされた

ものであること。 ウ. 上記イについては、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生す る端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプのうち、合板・製材工 場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適 用しない。

⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。

【水準2】

①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が 容易である等部品の再使用若しくは素材の再生利用が容易になるような設計がなされているこ と。特に金属部分については、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。 以下「資源有効利用促進法」という。)の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又 は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること

②使用される塗料は、粉体塗料、水性塗料等の有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであ

③使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用 されない部分については適正処理されるシステムがあること。

④材料に木質が含まれる場合にあっては、FSC認証若しくはPEFC(SGECを含む。)認証を受け たもの又は間伐材等であるなど、サプライチェーンにおいて生物多様性の損失を引き起こさない 持続可能な生産がされたものであることが十分に確認されていること。

⑤製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排 出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示 されていること。

⑥ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。

⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低 減に配慮されていること。

⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

⑨鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤(ポリブロモビフェニル、ポリブロモジ フェニルエーテル)を極力含まないこと。

⑩ホルムアルデヒドの発散量が少ないこと。

⑪トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン及びスチレンの発散量が可能な限 り少ないこと。

⑩椅子については、容易に部品を交換できること

⑤50g以上の全プラスチック部品には、ISO11469(およびそれと同等の基準)に従って、リサイク ルに関するマークが付されていること

④材料にアルミニウム又は鋼鉄を含む場合、使用されているアルミニウム又は鋼鉄が再生資源で あること

⑤使用されるウレタンフォームについて、製造段階における有害物質の使用低減、製品に残存 する有害物質の削減、製品の長寿命化などがなされていること。

⑯織物材料について、エコテックススタンダード100又はそれに準ずる仕様を満たすこと。

備老

■詳細は、「環境物品等の調達に関する 基本方針(令和5年2月)」(P30~33)を参

■環境配慮仕様における表については、 「資料編P1~2」より引用すること。

■ 棚板の機能重量の基準は、収納庫及 び書架・軽量棚・中量棚の棚板に適用され る。

■「大部分の材料が金属類」とは、製品に 使用されている金属類が製品全体重量の 95%以上であるものをいい、棚・収納用什 器に適用される。

された後に廃棄されたプラスチック及び製 造工程の廃棄ルートから発生するプラス チック端材又は不良品を再生利用したもの をいう(ただし、原料として同一工程利用さ れるものは除く。)。

■「バイオベース合成ポリマー含有率」と は、プラスチック重量に占める、バイオマス プラスチックに含まれる植物由来原料分の 重量の割合を言う。

■「ホルムアルデヒドの放散速度」について は、JIS S 1031:日本工業規格「オフィス用 机・テーブル」に適合するもの、JIS S 1032:日本工業規格「オフィス用いす」に適 合するもの、JIS S 1039:日本工業規格「書 架・物品棚」に適合するもの、及びJIS S 1033:日本工業規格「オフィス用収納家 具」に適合するものは基準を満たす。な お、日本農林規格において放散速度が規 定されている木質材料については、F☆☆ ☆の基準値以下のものが基準を満たす。

8. 画像機器等

8.		/± ±.
品名	環境配慮仕様	備考
キャナー、複 合機、デジタ	【水準2】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示されていること。	■詳細は、「環境物品等の調達に関する 基本方針(令和5年2月)」(P34~53を参照 すること。
プリンタ、ファ	②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ③使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、 それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。	■国際エネルギースタープログラム及び同 適合製品については、下記国際エネル ギースタープログラムのホームページを参 照してください。
	④分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ⑤一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又はプラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	■制度要綱と運用細則⇒ http://www.energystar.jp/prod/outline.ht ml
	⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑧製品の素材表示がなされていること。	■製品·事業者検索⇒ http://www.energystar.jp/cgi- bin/enestar/pub_productsJ.php
コピー機、複 合機、デジタ ルコピー機	【水準1】 <共通事項> ○次の①~④の要件をそれぞれ満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等 のものであること。	■詳細は、「環境物品等の調達に関する 基本方針(令和5年2月)」(P34~41)を参 照すること。
	①使用される用紙がグリーン購入ガイドに定める「1.用紙」に該当する場合は、グリーン購入ガイドに定める「1.用紙」等を使用することが可能であること。 ②次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. リユースに配慮したコピー機及び複合機並びに拡張性のあるデジタルコピー機(以下「コピー	■【水準1】< 共通事項>①については、 本体機器への影響や印刷品質に問題がなく使用できる用紙であることが前提となる。
	機等」という。)であること。	■「複合機」とは、コピー機能に加えて、プリント、ファクシミリ送信又はスキャンのうち、 1以上の機能を有する機器をいう。
	③使用済製品の回収及び部品の再使用又は材料のマテリアルリサイクルのシステムがあること。 また、回収した機器の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で 適正処理され、単純埋立されないこと。 ④少なくとも25gを超える部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用 されていること。	営するエコマーク制度の商品類型のうち、
	適合していること。	※1…鉛等の含有率基準値については、 JIS C 0950 (電気・電子機器の特定の化学 物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1 に定める基準値とし、基準値を超える含有 が許容される項目については、附属書Bに
	【水準2】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。特に希少金属類※2 を含む部品の再使用のための設計上の工夫がなされていること。	準ずるものとする。 ※2・・・「希少金属類」とは、昭和59年8月 の通商産省鉱業審議会レアメタル総合対
	②紙の使用量を削減できる機能を有すること。	策特別小委員会において特定された31鉱種(希土類は17元素を1鉱種として考慮)の 金属をいう。
スキャナー	【水準1】 ①国際エネルギースタープログラム(Ver.3.0)の基準に適合していること。 ②鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。	■詳細は、「環境物品等の調達に関する 基本方針(令和5年2月)」(P52~53)を参 照すること。
		■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、附属書Bに準ずるものとする。

プリンタ、プリ 【水準1】 ■詳細は、「環境物品等の調達に関する タ複合機 ①国際エネルギースタープログラム(Ver.3.0)の基準に適合していること。 基本方針(令和5年2月)」(P42~48)を参 ②使用される用紙がグリーン購入ガイドに定める「1.用紙」に該当する場合は、グリーン購入ガイ 照すること。 ドに定める「1.用紙」等を使用することが可能であること ③鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポ ■鉛等の含有率基準値については、JIS C リブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと 0950(電気・電子機器の特定の化学物質 ④少なくとも部品の一つに再生プラスチック部品又は再使用プラスチック部品が使用されている |の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定 める基準値とし、基準値を超える含有が許 容される項目については、附属書Bに準ず 【水準2】 るものとする。 紙の使用量を削減できる機能を有すること。 ■④については、インパクト方式のプリンタ 及びプリンタ複合機には適用しない。 ■詳細は、「環境物品等の調達に関する ファクシミリ 【水準1】 ①国際エネルギースタープログラム(Ver.2.0)の基準に適合していること。 基本方針(令和5年2月)」(P49~51)を参 照すること。 ②鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポ リブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。 ■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質 の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定 める基準値とし、基準値を超える含有が許 容される項目については、附属書Bに準ず るものとする。 ★プロジェクタ【水準1】 ■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)」(P54~ ○①~⑥の要件を満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであるこ 56)を参照すること。 ①製品本体の重量が資料編備考3に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回ら ■「エコマーク認定基準」とは、公益財団 ②消費電力が備考4に示された算定式を用いて算出された基準の数値を上回らないこと。 法人日本環境協会エコマーク事務局が運 ③待機時消費電力が0.4W以下であること。ただし、ネットワーク待機時は適用外とする。 営するエコマーク制度の商品類型のうち、 ④光源ランプに水銀を使用している場合は、次の要件を満たすこと。 品類型No.145「プロジェクタ Version2」に ア. 水銀の使用に関する注意喚起及び適切な廃棄方法に関する情報提供がなされていること。 係る認定基準をいう。 イ. 使用済の光源ランプ又は製品を回収する仕組みがあること。 ⑤保守部品又は消耗品の供給期間は、当該製品の製造終了後5年以上とすること。 ■環境配慮仕様における備考について ⑥鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポ は、「資料編P3~4」より引用すること。 リブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。また、含有 情報がウェブ等で容易に確認できること。 ■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質 の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定 める基準値とし、基準値を超える含有が許 【水準2】 容される項目については、附属書Bに準ず ①光源ランプの交換時期が3,000時間以上であること。 るものとする。なお、その他付属品等の扱 ②光源ランプには可能な限り固体光源が使用されていること。 いについてはJIS C 0950に準ずるものとす ③可能な限り低騒音であること ④使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用 されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ⑤製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計 上の工夫がなされていること ⑥筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること ⑦筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用され ていること ⑧製品とともに提供されるマニュアルや付属品等が可能な限り削減されていること ⑨製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低 減に配慮されていること ⑩包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること ①一定時間使用されなかった場合に自動で電源がオフになる機能を有していること。

トナーカート 【水準1】

リッジ

○次のいずれかの要件を満たすこと。

- ①次の要件を満たすこと。
- ア. 使用済トナーカートリッジの回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。
- イ. 回収したトナーカートリッジ部品の再使用・マテリアルリサイクル率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く)の50%以上であること。
- ウ. 回収したトナーカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量(トナーを除く)の95%以上であること。
- エ. 回収したトナーカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立されないこと。
- オ.トナーの化学安全性が確認されていること。
- カ. 感光体は、カドミウム、鉛、水銀、セレン及びその化合物を処方構成成分として含まないこと。 キ. 使用される用紙がグリーン購入ガイドに定める「1.用紙」に該当する場合は、グリーン購入ガイドに定める「1.用紙」等を使用することが可能であること。
- ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

【水準2】

①回収したトナーカートリッジのプラスチックが、材料又は部品として再びトナーカートリッジに使用される仕組みがあること。

②各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。

③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(P57~61)を参照すること。

■「エコマーク認定基準」とは、公益財団 法人日本環境協会エコマーク事務局が運 営するエコマーク制度の商品類型のうち、 品類型No.132「トナーカートリッジ」に係る 認定基準をいう。

インクカート 【水準1】

リッジ

- ○次のいずれかの要件を満たすこと。
- ①次の要件を満たすこと。
- ア. 使用済インクカートリッジの回収システムがあること。
- ウ. 回収したインクカートリッジ部品の再資源化率が回収した使用済製品全体質量(インクを除く。)の95%以上であること。
- エ. 回収したインクカートリッジ部品の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋め立てされないこと。
- オ. インクの化学安全性が確認されていること。
- カ. 使用される用紙がグリーン購入ガイドに定める「1.用紙」に該当する場合は、グリーン購入ガイドに定める「1.用紙」等を使用することが可能であること。
- ②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。

【水準2】

- ①各種システムの構築及び再資源化率等に係る判断の基準を満たすことを示す証明書等を備えていること。
- ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■詳細は「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(P57~61)を参照すること。

■「エコマーク認定基準」とは、公益財団 法人日本環境協会エコマーク事務局が運 営するエコマーク制度の商品類型のうち、 品類型No.142「インクカートリッジ」に係る 認定基準をいう。

9. 電子計算機等

3. 电 」 川 妍 品名	環境配慮仕様	備考
電子計算機	【水準1】 ○①~⑦の要件を満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。	■【水準1】①~⑤についての詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(P62~71)を参照するこ
	①サーバー型電子計算機にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。 ア. 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成31年3月29日経済産業省告示第69号の判断基準(トップランナー基準)の(1)に掲げる表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を下回らないこと。 イ. 国際エネルギースタープログラム(平成26年7月施行Ver.7.0)の基準に適合していること。②クライアント型電子計算機にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。ア. 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成31年3月29日経済産業省告示第69号の判断基準(トップランナー基準)の(2)に掲げる表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 イ. 国際エネルギースタープログラム(平成26年7月施行Ver.8.0)の基準に適合していること。③特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、PBB、PBDE)は、含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ④一般行政事務用ノートパソコンの場合にあっては、搭載機器・機能の簡素化※がなされていること。 ⑤筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、少なくとも筐体又は部品の一つに再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。 ⑥PCグリーンラベル認定対象機器の場合は、PCグリーンラベルの認定を受けていること。 ⑦上記ラベルの表示がカタログ、梱包箱、ホームページ等で確認できること。	と。 ■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.119「パーソナルコンピュータVersion3」に係る認定基準をいう。 ■平成31年3月29日経済産業省告示第69号「平成22年3月31日経済産業省告示第69号「平成22年3月31日経済産業省告示第74号」については、次のURLを参照。https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/pdf/06_keisanki.pdf(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/summary/pdf/top_runner/06toprunner_denshikeisanki.pdf) ■PCグリーンラベル認定については、下記ホームページアドレスを参照すること。
	【水準2】 ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②一般行政事務用ノートパソコンにあっては、二次電池(バッテリ)の駆動時間が必要以上に長くないこと。 ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること。 ④筐体又は部品にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り高い配合率で使用されていること。 ⑤筐体又は筐体部品にマグネシウム合金が使用される場合には、再生マグネシウム合金が可能な限り使用されていること。 ⑥製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。 ⑥製品とともに提供されるマニュアルやリカバリCD等の付属品が可能な限り削減されていること。 ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑨製品の素材表示がなされていること。 ⑩使用を終えた製品の回収・再使用・再利用・適切な廃棄のためのシステムがあること。	■マークの概要、基準、マーク表示商品のリスト(一般社団法人パソコン3R推進協会)⇒ http://www.pc3r.jp/greenlabel/index.html ■実施要領等(一般社団法人パソコン3R推進協会)⇒ http://www.pc3r.jp/greenlabel/point.html ■PCグリーンラベル適合製品(一般社団法人パソコン3R推進協会)⇒ http://www.pc3r.jp/greenlabel/ecoproduct.html ■「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者のLCA専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
		※・・・・搭載機器・機能の簡素化とは、次のことをいう。 ○内蔵モデム、無線LAN、CD/DVD、BDドライブ等は非搭載(カスタマイズ可能)であること。 ○USB インターフェースが2 つ以上あること。 ○赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、PC カード、S-ビデオ端子等は装備されていないこと。

磁気ディスク

装置

購入の年度においてエネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく平成22年3月31日経済|に関する基本方針(令和5年2月)」(P72~ 産業省告示第75号の判断基準(トップランナー基準)に示す数値(W/GB)を上回らないものであ 73)を参照すること。

【水準2】

【水準1】

- ①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用 されない部分については適正処理されるシステムがあること。
- ②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされてい
- ③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック 部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低 減に配慮されていること
- ⑤鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポ リブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと ⑥製品の梱包又は包装にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマス プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。

- ■詳細については、「環境物品等の調達
- ■平成22年3月31日経済産業省告示第7 5号については、次のURLを参照。

(http://www.enecho.meti.go.jp/category/ saving_and_new/saving/summary/pdf/top_ runner/07toprunner_zikidisuku.pdf)

■トップランナー制度については、資源エ ネルギー庁ホームページ(URL:

http://www.enecho.meti.go.jp/category/s aving_and_new/saving/003/)で確認可能

- ■省エネルギー性能については、省エネ ラベリング制度において省エネ基準達成 率(100%超)により判別可能 (省エネルギーセンターホームペー http://www.eccj.or.jp/labeling/01_02.html 参昭)
- ■「環境負荷低減効果が確認されたもの」 とは、製品のライフサイクル全般にわたる 環境負荷についてトレードオフを含め定量 的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第 三者のLCA専門家等により環境負荷低減 効果が確認されたものをいう。

★ディスプレ

①コンピュータモニタにあっては、資料編備考3の算定式により算定した年間消費電力量が備考 4アの算定式により算定した最大年間消費電力量以下であること。

②サイネージディスプレイにあっては、次の要件を満たすこと

ア. 備考6アの算定式に示したオンモード消費電力の要件を満たすこと。

イ. スリープモード消費電力が備考7の算定式により算定したスリープモード消費電力基準以下 であること

- ③オフモード消費電力が0.5W以下であること
- ④動作が再開されたとき、自動的に使用可能な状態に戻ること。
- ⑤特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサ イト等で容易に確認できること。

【水準2】

①使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用 されない部分については適正処理されるシステムがあること

②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再 使用若しくは原材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。

③一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック 部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること

④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低 減に配慮されていること

⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■詳細については、「環境物品等の調達 に関する基本方針(令和5年2月)」(P74~ 77)を参照すること。

■環境配慮仕様における備考について は、「資料編P4~7」より引用すること。

10. オフィス機器等

10. オフィン 品名	^ 	備考
シュレッダー	【水準1】 ①待機時消費電力が、1.5W以下であること。 ②低電力モード又はオフモードへの移行時間は、出荷時に10分以内にセットされていること。 【水準2】 ①鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポ	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針」(令和5年2月)」(P79~ 80)を参照すること。
	リブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。 ②使用済製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあり、再使用又は再生利用 されない部分については適正処理されるシステムがあること。	■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、附属書Bに準ずるものとする。
★デジタル印 刷機	【水準1】 ○①~③の要件をすべて満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 ①エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準の数値を上回らないこと。 ②鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。 ③使用される用紙がグリーン購入ガイドに定める物品に該当する場合は、特定調達物品等を使用することが可能であること。 【水準2】	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)P81~83を参照すること。 ■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.133「デジタル印刷機 Version1」に係る認定基準をいう。
	①インク容器の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。②使用される電池には、カドミウム化合物、鉛化合物及び水銀化合物が含まれないこと。ただし、それらを含む電池が確実に回収され、再使用、再生利用又は適正処理される場合は、この限りでない。③分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。④一度使用された製品からの再使用部品が可能な限り使用されていること、又は、プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。(⑤低電カモード(一定時間操作が行われなかった後に自動的に切り替えられる低電力状態をいう。以下同じ。)及びオートシャットオフモード(一定時間操作が行われなかった後に自動オフ機能によって電源を切った状態をいう。以下同じ。)への移行時間は出荷時に5分以下に設定されていること。ただし、出荷後、変更することができない構造の機械については既定値とする。⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。	■環境配慮仕様における表については、 「資料編P7~8」より引用すること。
掛時計	【水準1】 ○次の①~③のいずれかの要件を満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと。 ①太陽電池及び小形充電式電池(二次電池)を有し、一次電池を使用せず作動するものであること。 ②太陽電池及び一次電池が使用される場合には、通常の使用状態で一次電池が5年以上使用できるものであること。 ③一次電池のみで使用される場合には、電池が5年以上使用できるものであること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準) P84を参照すること。 ■「エコマーク認定基準」とは、公益財団法人日本環境協会エコマーク事務局が運営するエコマーク制度の商品類型のうち、品類型No.134「時計 Version1」に係る認
最7.4.1 31	【水準2】 ①使用される一次電池の個数が、可能な限り少ないこと。 ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	定基準をいう。
電子卓上計 算機	【水準1】 ①使用電力の50%以上が太陽電池から供給されること。 ②再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ③鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。 【水準2】 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準) P85を参照すること。

又は小形充電	①一次電池にあっては、表に示された負荷抵抗の区分ごとの最小平均持続時間を下回らないこ	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)」(P86~ 87)を参照すること。
	②小形充電式電池(二次電池)であること。 【水準2】 ①使用済みの小形充電式電池の回収システムがあり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理されるシステムがあること。 ②製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	■環境配慮仕様における表については、 「資料編P8〜9」より引用すること。
ボタン電池	【水準1】 なし 【水準2】 水銀を使用していないこと。	

	なし	
	【水準2】	
	水銀を使用していないこと。	
11. 移動電	新 垒	
品名	環境配慮仕様	備考
	【水準1】 ①携帯電話又はPHSにあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。 ア. 搭載機器・機能の簡素化※がなされていること。	■詳細については、「環境物品等の調達 に関する基本方針(令和5年2月)」(P88~ 91)を参照すること。
	イ. 機器本体を交換せずに、端末に搭載するアプリケーションのバージョンアップが可能となる取組がなされていること。	■環境配慮仕様における表については、
	②分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていることなど、表に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。環境配慮設計の 実施状況については、その内容がウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確	「資料編P9~10」より引用すること。 ■水準1⑤の「製品製造終了後6年以上保
	認できること。 ③使用済移動電話の回収及びマテリアルリサイクルのシステムがあること。回収及びマテリアルリ	有」の考え方については、「資料編P9」を参
	サイクルのシステムについては、取組効果の数値が製造事業者、通信事業者又は販売事業者等のウエブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること。 ④回収した移動電話部品の再使用又は再生利用できない部分については、製造事業者、通信	■「環境負荷低減効果が確認されたもの」 とは、製品のライフサイクル全般にわたる
	事業者又は販売事業者において適正処理されるシステムがあること。 ⑤バッテリー等の消耗品について、製造事業者、通信事業者又は販売事業者において修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること(製品製造終了後6年以上保	環境負荷についてトレードオフを含め定量
	有)。 ⑥鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポ	効果が確認されたものをいう。
	リブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有率基準値を超えないこと。また、当該 化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できること。 ⑦製品にプラスチックが使用される場合には、プラスチック重量に占める再生プラスチックの配合 率及びバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率の情報が	※…「搭載機器・機能の簡素化」とは、可能な限り通話及びメール機能等に限定することとする。
	開示されていること。また、当該情報がウエブサイト等で容易に確認できること。	
	【水準2】 ①製品の省電力化や充電器の待機時消費電力の低電力化等による省エネルギー化がなされていること。	
	②筐体又は部品に希少金属類が使用されている場合、希少金属類を可能な限り減量または代替する取組がなされていること。	
	③機器本体や消耗品以外の部品についても、修理するシステム、及び更新するための部品を保管するシステムがあること。 ④筐体部分におけるハロゲン系難燃剤の使用が可能な限り削減されていること。	
	⑤筐体又は部品(充電器を含む。)にプラスチックが使用される場合には、再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。	
	⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	
	⑦包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑧製品の包装又は梱包にプラスチックを使用している場合は、再生プラスチック又はバイオマス プラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。	

12. 照明·家電製品等

品名 環境配慮仕様 照明器具はLED照明器具を原則とする。

【水準1】

①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合には、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が下記の表に示された基準を満たすこと。

光源色	固有エネルギー消費効率	
昼光色		
昼白色	1201m/W以上	
白色		
温白色	851m/W以上	
電球色	001Ⅲ/ ₩以上	

イ. 演色性は平均演色評価数Raが80以上であること。ただし、ダウンライト及び高天井器具の場合は、平均演色評価数Raが70以上であること。

②投光器及び防犯灯である場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が次に示された基準を満たすこと。

火酒女	固有エネルギー消費効率	
光源色	投光器	防犯灯
昼光色		1
昼白色	1051m/W以上	801m/W以上。
白色		
温白色	901m/W以上	対象外
電球色	901Ⅲ/ W以上	X) 多2 下

- イ. 演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。
- ③LEDモジュール寿命は40,000時間以上であること。
- ④特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル)が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。

【水準2】

①投光器及び防犯灯を除くLED照明器具である場合には、次の要件を満たすこと。 ア. 固有エネルギー消費効率が下記の表に示された基準を満たすこと。

光源色	固有エネルギー消費効率
昼光色	
昼白色	1441m/W以上
白色	
温白色	1001/WPLL
電球色	1021m/W以上

- ②分割制御、人感センサ制御、あかるさセンサ制御等の省エネルギー効果の高い機能があること
- ③製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排 出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示 されていること。
- ④ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。
- ⑤分解が容易である等材料再利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ⑥使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減 に配慮されていること。
- ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)」(国基準) P119~122を参照すること。

■表について

- ・「光源色」は、JIS Z 9112(蛍光ランプ・ LEDの光源色及び演色性による区分)に 規定する光源色の区分に準ずるものとす
- ・昼光色、昼白色、白色、温白色及び電球色以外の光を発するものは、本項の「LED 照明器具」に含まれないものとする。・・ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を95 lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を80lm/W以上とする。
- ・高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を130lm/W以上とする。
- ■誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年 消防庁告示第2号)に定める誘導灯は、L ED照明器具には含まれないものとする。

■表について

- ・ダウンライトのうち、器具埋込穴寸法が300mm以下であって、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を114 lm/W以上、温白色及び電球色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を96lm/W以上とする。
- ・高天井器具のうち、光源色が昼光色、昼白色及び白色のものについては、固有エネルギー消費効率の基準を156lm/W以上とする。

示灯	【水準1】 ①定格寿命は30,000時間以上であること。 ②特定の化学物質(鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテル)が含有率基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること。 【水準2】 ①分解が容易である等材料再利用のための設計上の工夫がなされていること。 ②使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。 ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。 ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用システムがあること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)P119~122を参照すること。 ■誘導灯及び誘導標識の基準(平成11年消防庁告示第2号)に定める誘導灯又は建築基準法施工令(昭和25年政令第338号)第126の5に定める非常用の照明装置は、内照式表示灯には含まれないものとする。
	【水準1】 次のいずれかの要件を満たす又はエコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 ①口金の種類がE26又、E17又はGX53の場合は、表1に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。 ②上記①以外の場合は、ランプ効率が表2に示された光源色の区分ごとの基準を満たすこと。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、ランプ効率が50lm/W以上であること。 ③演色性は平均演色評価数Raが70以上であること。 ④定格寿命は40,000時間以上であること。ただし、ビーム開きが90度未満の反射形タイプの場合は、30,000時間以上であること。 【水準2】 ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算した定量的環境情報が開示されていること。 ②ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(P123~124)のうち判断の基準①を参照すること。 ■環境配慮仕様における表については、「資料編P11~12」より引用すること。 ■代替不可能な場合を除き、白熱球は購入しないこと。

家庭用エアコ【水準1】

業務用エアコ

①家庭用エアコンディショナーにあっては、エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成 関する基本方針(令和5年2月)」(P102~ 21年6月22日経済産業省告示第213号の判断基準(トップランナー基準)に示す、目標年度2027 105)を参照すること。 年度以降の各年度のものの基準エネルギー消費効率を下回らないこと

エネルギー消費効率が表1に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率又は算定式を用いて 算定した数値を下回らないこと。

②業務用エアコンディショナーにあっては、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関 する法律に基づく平成21年6月22日経済産業省告示第213号の判断基準(トップランナー基準) に示す基準エネルギー消費効率を下回らないこと。

③冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が750以下であること。

④鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポ リブロモビフェニル及びポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。また、当該 化学物質の含有情報がウェブサイト等で容易に確認できること※。

【水準2】

- ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
- ②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は材料の再 生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ③製品を設計し、製造する場合は、冷媒の充塡量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさ などに配慮し、併せてこれらの情報の開示がなされていること
- ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低 減に配慮されていること
- ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ⑦製品の素材表示がなされていること。

- ■詳細は、「環境物品等の調達の推進に
- ■環境配慮仕様における表については、 「資料編P12~15」より引用すること。
- ■冷房能力が28kWを超えるもの、ウィンド 形・ウォール形・冷房専用のものは対象 外。(ただし、マルチタイプ【1つの室外機 に2つ以上の室内機を接続するもの」は、 50.4kWまでが対象となる。)
- ■「平成21年6月22日経済産業省告示第 213号」については、次のURLを参照 (https://www.enecho.meti.go.jp/category /saving_and_new/saving/enterprise/equip ment/pdf/02_aircon.pdf)
- ■省エネルギー性能については、省エネ ラベリング制度において省エネ基準達成 率により判別可能。

(省エネルギーセンターHPホームページ http://www.eccj.or.jp/labeling/01_02.html 参照)

■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質 の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定 める基準値とし、基準値を超える含有が許 容される項目については、附属書Bに準ず るものとする。なお、その他付属品等の扱 いについてはJIS C 0950に準ずるものとす る。

ガスヒートポン【水準1】

- プ式冷暖房機 ①下表に示された区分ごとに期間成績係数(APFp)及び窒素酸化物排出濃度(12 モード)の項目 を満たすこと
 - ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。

区分	期間成績係数 (APFp)	窒素酸化物排出濃度 (12モード)
冷房能力が28kW 未満	1.12 以上	100ppm 以下
冷房能力が28kW 以上 35.5kW 未満	1.27 以上	100ppm 以下
冷房能力が35.5kW 以上 45kW 未満	1.46 以上	100ppm 以下
冷房能力が45kW 以上 56kW 未満	1.59 以上	90ppm 以下
冷房能力が56kW 以上	1.70 以上	90ppm 以下

【水準2】

- ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
- ②特定の化学物質が含有率基準値を超えないこと。
- ③分解が容易である等材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること
- ④プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低 減に配慮されていること
- ⑥包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。

- ■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)」(P106)を 参照すること。
- ■表中の窒素酸化物排出濃度の測定方 法は、JIS B 8627 に定める窒素酸化物濃 度試験方法による。
- ■窒素酸化物排出濃度の数値は、酸素濃 度0%換算値とする。
- ■「特定の化学物質」とは、鉛及びその化 合物、水銀及びその化合物、カドミウム及 びその化合物、六価クロム化合物、ポリブ ロモビフェニル並びにポリブロモジフェニル エーテルをいう。
- ■特定の化学物質の含有率基準値は、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物 質の含有表示方法)の附属書Aの表A.1 (特定の化学物質、化学物質記号、算出 対象物質及び含有率基準値)に定める基 準値とし、基準値を超える含有が許容され る項目については、上記JIS の附属書Bに 準ずるものとする。なお、その他付属品等 の扱いについてはJIS C 0950に準ずるもの とする。

★冷蔵庫(電 【水準1】

気冷蔵庫、電 気冷凍冷蔵 庸)

①電気冷蔵庫及び電気冷凍冷蔵庫(ショーケースを除く)については、表に示された区分ごとの 気冷凍庫、電 | 算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に100/105を乗じて小数点以下を切り捨てた 数値を上回らないこと

②電気冷凍庫(ショーケースを除く)については表に示された区分ごとの算定式を用いて算出し た基準エネルギー消費効率に100/110を乗じて小数点以下を切り捨てた数値を上回らないこと。 ③ショーケースについては、購入の年度においてエネルギーの使用の合理化等に関する法律に 基づく平成29年2月24日経済産業省告示第30号の判断基準(トップランナー基準)に示す年間 |消費電力量(kWh/年)を上回らないものであること

④冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと

⑤鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポ リブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。また、当該化 学物質の含有情報がウェブ等で容易に確認できること(電気冷凍庫及びショーケースを除く。)。

【水準2】

- ①資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の 再生利用のための設計上の工夫がなされていること。
- ②プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ③使用される塗料は、有機溶剤及び臭気が可能な限り少ないものであること。
- ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配 慮されていること
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ⑥製品の素材表示がなされていること
- ⑦業務の用に供するために製造されたもの(ショーケースを除く)については、冷媒に地球温暖 化係数が可能な限り小さい物質が使用されていること。

- ■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)」(P92~ 94)を参照すること。
- ■環境配慮仕様における表については、 「資料編P16~17」より引用すること。
- ■以下のいずれかに該当するものは本項 の水準1の対象とする「電気冷蔵庫」及び 「電気冷凍冷蔵庫」に含まれないものとす
- ①業務の用に供するために製造されたも の(ショーケースを除く)
- ②熱源素子を使用するもの ③吸収式のもの
- ④ワイン貯蔵が主な用途であるもの また、上記①から③のいずれかに該当する ものは、本項の水準1の対象とする「電気 冷凍庫」には含まれないものとする。
- ■水準1①及び②の達成有無エネルギー 消費効率は、省エネ型製品情報サイト (URL:https://seihinjyoho.go.jp/)で確認 可能(省エネ基準達成率が100%以上であ れば達成)。
- ■水準1③の達成有無は、省エネラベリン グ制度において省エネ基準達成率(10 0%以上)により判別可能(省エネルギーセ ンターホームページ⇒

http://www.eccj.or.jp/labeling/01_02.html 参昭)

■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質 の含有表示方法)の付属書A.1に定める基 準値とし、基準値を超える含有が許容され る項目については、附属書Bに準ずるもの とする。なお、その他付属品等の扱いにつ いてはJIS C 0950に準ずるものとする。

★テレビ

【水準1】

○①~③の要件を満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであるこ

①液晶パネルを有するテレビジョン受信機(以下「液晶テレビ」という。)にあっては、エネルギー 消費効率が表1に示された区分ごとの算定式を用いて算出した以下の数値を上回らないこと ア. 2K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率に133/100を乗じて小数点第2位 法人日本環境協会エコマーク事務局が運 以下を切り捨てた数値。

- イ. 2K以上4K未満の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率の数値。
- ウ. 4K以上の液晶テレビにあっては、基準エネルギー消費効率に141/100を乗じて小数点第2位 定基準をいう。 以下を切り捨てた数値。
- ②有機ELパネルを有するテレビジョン受信機にあっては、エネルギー消費効率が表1に示された 区分の算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率に118/100を乗じて小数点第2位以下「資料編P18~19」より引用すること。 を切り捨てた数値を上回らないこと
- ③リモコンの待機時の消費電力が0.5W以下であること

④鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポ リブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有基準率を超えないこと。また、当該化 学物質の含有情報がウェブ等で容易に確認できること。

- ■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)」(P95~ 97)を参照すること。
- ■「エコマーク認定基準」とは、公益財団 営するエコマーク制度の商品類型のうち、 品類型No.152「テレビ Version1」に係る認
- ■環境配慮仕様における表については、
- ■基準エネルギー消費効率については、 省エネ型製品情報サイト(URL: https://seihinjyoho.go.jp/)で確認可能。
- ■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質 の含有表示方法)の付属書A.1に定める基 準値とし、基準値を超える含有が許容され る項目については、附属書Bに準ずるもの とする。なお、その他付属品等の扱いにつ いてはJIS C 0950に準ずるものとする。

【水準2】

①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排 出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算した定量的環境情報が開示されてい

②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は原材料の 再生利用のための設計上の工夫がなされていること

- ③プラスチック部品が使用される場合には、再生プラスチックが可能な限り使用されていること。 ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低 減に配慮されていること
- ⑤包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。
- ⑥製品の素材表示がなされていること。
- ⑦待機時消費電力が少ないもの。

ビデオ、DVD

レコーダ

【水準1】

○以下の要件を満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成11年3月31日経済産 業省告示第196号(ビデオレコーダーの場合)又は平成19年11月26日経済産業省告示290号(地 品類型No.149「BD/DVDレコーダー・プレ デジ対応DVDレコーダーの場合)の判断基準(トップランナー基準)に示す値を上回らないものでイヤー Version1」に係る認定基準をいう。 あること。

【水準2】

- ①製品の素材表示がなされていること
- ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。
- ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテ)を極力 含まないこと
- ④再生プラスチック材が多く使われていること。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配 慮されていること。
- ■「エコマーク認定基準」とは、公益財団 法人日本環境協会エコマーク事務局が運 営するエコマーク制度の商品類型のうち、
- ■トップランナー制度については、資源エ ネルギー庁ホームページ(URL:

http://www.enecho.meti.go.jp/category/s aving_and_new/saving/003/)で確認可能

■省エネルギー性能については、省エネ ラベリング制度において省エネ基準達成 率(100%超)により判別可能 (省エネルギーセンターホームページ→ http://www.eccj.or.jp/labeling/01_02.html

を参照)

★電気便座

【水準1】

エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの基準エネルギー消費効率を上回らないこと。

- ①製品の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排 出量を地球温暖化係数に基づき二酸化炭素相当量に換算して算定した定量的環境情報が開示┃■環境配慮仕様における表については、 されていること
- ②製品の素材表示がなされていること。
- ③部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。
- ④鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力
- ⑤再生プラスチック材が多く使われていること
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配 慮されていること。
- ■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)」(P98~ 99)を参照すること。
- 「資料編P19~20」より引用すること。
- ■統一省エネラベルの星の数については 省エネ型製品情報サイト(URL: https://seihinjyoho.go.jp/)で確認可能。

ジャー炊飯器【水準1】 ■「平成18年3月29日経済産業省告示第 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成18年3月29日経済産 62号」については、次のURLを参照。 業省告示第62号の判断基準(トップランナー基準)に示す年間消費電力量(kWh/年)を上回らな (http://www.enecho.meti.go.jp/category/ いものであること。 saving_and_new/saving/summary/pdf/top_ runner/19toprunner_zyasuihanki.pdf) 【水準2】 ①製品の素材表示がなされていること。 ■トップランナー制度については、資源エ ネルギー庁ホームページ(URL: ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力 http://www.enecho.meti.go.jp/category/s 含まないこと aving_and_new/saving/003/)で確認可能 ④再生プラスチック材が多く使われていること。 ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配 ■省エネルギー性能については、省エネ ラベリング制度における省エネ基準達成率 慮されていること。 (100%超)により判別可能 (省エネルギーセンターホームページ⇒ http://www.eccj.or.jp/labeling/01_02.html 参昭) ■詳細については、「環境物品等の調達 に関する基本方針(令和5年2月)」(P100 電子レンジ 【水準1】 ①購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成18年3月29日経済 産業省告示第63号の判断基準(トップランナー基準)に示す年間消費電力量(kWh/年)を上回ら ~101)を参照すること。 ないものであること ②待機時消費電力が0.05W未満であること ■「平成18年3月29日経済産業省告示第 ③鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポ 63号」については、次のURLを参照。 リブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有基準値を超えないこと。また、当該化 (http://www.enecho.meti.go.jp/category/ 学物質の含有情報がウェブ等で容易に確認できること。 saving_and_new/saving/summary/pdf/top_ runner/20toprunner_denshirenji.pdf) 【水準2】 ①製品の素材表示がなされていること。 ■トップランナー制度については、資源エ ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 ネルギー庁ホームページ(URL: ③再生プラスチック材が多く使われていること。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/s ④製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配 aving_and_new/saving/003/)で確認可能 慮されていること ■省エネルギー性能については、省エネ ラベリング制度における省エネ基準達成率 (100%超)により判別可能 (省エネルギーセンターホームページ⇒ http://www.eccj.or.jp/labeling/01_02.html ■鉛等の含有率基準値については、JIS C 0950(電気・電子機器の特定の化学物質 の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定 める基準値とし、基準値を超える含有が許 容される項目については、附属書Bに準ず るものとする。なお、その他付属品等の扱 いについてはJIS C 0950に準ずるものとす る。 ■詳細については、「環境物品等の調達 に関する基本方針(令和5年2月)」(P107 ストーフ 購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく平成18年3月29日経済産 業省告示第55号の判断基準(トップランナー基準)に示す熱効率(%)を下回らないものであるこ ~108)を参照すること。 と。 ■「平成18年3月29日経済産業省告示第 【水準2】 55号」については、次のURLを参照。 ①製品の素材表示がなされていること (http://www.enecho.meti.go.jp/category/ ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。 saving_and_new/saving/summary/pdf/top_ ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力 runner/12toprunner_sutobu.pdf) ④再生プラスチック材が多く使われていること。 ■トップランナー制度については、資源エ ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配 ネルギー庁ホームページ(URL: 慮されていること。 http://www.enecho.meti.go.jp/category/s aving and new/saving/003/)で確認可能 ■省エネルギー性能については、省エネ ラベリング制度における省エネ基準達成率 (100%超)により判別可能 (省エネルギーセンターホームページ⇒ http://www.eccj.or.jp/labeling/01_02.html

ガス調理機器【水準1】

①こんろ部にあっては、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する法律に基づく経 済産業省平成18年3月告示第56号の判断基準(トップランナー基準)に示す熱効率(%)を下回ら ないものであること。

②グリル部及びオーブン部にあっては、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に関する ■「平成18年3月告示第56号」について 法律に基づく経済産業省平成18年3月告示第56号の判断基準(トップランナー基準)に示すガスは、次のURLを参照。

消費量(Wh)を上回らないものであること。

【水準2】

- ①製品の素材表示がなされていること
- ②部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。
- ③鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルを極力 含まないこと
- ④再生プラスチック材が多く使われていること。
- ⑤製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配 慮されていること。

■詳細については、「環境物品等の調達 に関する基本方針(令和5年2月) (P116 ~118)を参照すること

(http://www.enecho.meti.go.jp/category/ saving_and_new/saving/summary/pdf/top_ runner/13toprunner_gasutyouri.pdf)

■トップランナー制度については、資源エ ネルギー庁ホームページ(URL:

http://www.enecho.meti.go.jp/category/s aving_and_new/saving/003/)で確認可能

■省エネルギー性能については、省エネ ラベリング制度における省エネ基準達成率 (100%超)により判別可能(省エネルギー センターホームページ⇒

http://www.eccj.or.jp/labeling/01_02.html 参昭)

給湯(茶)器、 温水器

【水準1】

①ヒートポンプ式電気給湯器(年間加熱効率が3.2以上のものに限る。)、ガス潜熱回収型給湯器 57号及び第58号」については、次のURLを 又は石油潜熱回収型給湯器(それぞれエネルギー消費効率が90以上のものに限る。)であるこ

ただし、施設設備上の理由等により物理的に設置が困難な場合は、次のア又はイの基準を満 たすこと。

ア ガス温水器又は石油温水器の場合は、購入の年度においてエネルギー使用の合理化に 関する法律に基づく平成18年3月29日経済産業省告示第57号(ガス温水器の場合)又は平成18 年3月29日経済産業省告示第58号(石油温水器の場合)の判断基準(トップランナー基準)に示 す熱効率を下回らないものであること

イ 電気給湯器の場合は、通電制御型電気温水器であること

②ヒートポンプ式電気給湯器の場合、冷媒にフロン類が使用されていないこと。

【水準2】

- ①冷媒に可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。
- ②製品の素材表示がなされていること。
- ③部品の再利用や素材の再生利用がしやすいような設計がされていること。
- ④鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、PBB類、PBDE類ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニ ルエーテルを極力含まないこと。
- ⑤再生プラスチック材が多く使われていること。
- ⑥製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易で、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配 慮されていること。

■「平成18年3月29日経済産業省告示第 参昭。

※1・・・ガス温水器:

http://www.enecho.meti.go.jp/category/s aving_and_new/saving/summary/pdf/top_r unner/14toprunner_gasuonsuiki.pdf ※2…石油温水器:

http://www.enecho.meti.go.jp/category/s aving_and_new/saving/summary/pdf/top_r unner/15toprunner_sekiyuonsuikiki.pdf

- ■トップランナー制度については、資源エ ネルギー庁ホームページ(URL:
- http://www.enecho.meti.go.jp/category/s aving_and_new/saving/003/)で確認可能
- ■省エネルギー性能については、省エネ ラベリング制度における省エネ基準達成率 (100%超)により判別可能

(省エネルギーセンターホームページ⇒ http://www.eccj.or.jp/labeling/01_02.html 参照)

■冷水器、ウォータークーラーなどの水を 冷やして給水する機器については、水準1 ②及び水準2を準用すること。

13. 自動販売機

環境配慮仕様 ■詳細は、「環境物品等の調達の推進に ★飲料自動 【水準1】 ①缶・ボトル飲料自動販売機にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. エネルギー消費効率が1000kWh以下であること。 販売機 関する基本方針(令和5年2月)」(P255~ 258) を参照すること イ. エネルギー消費効率達成率が120%以上であること ②紙容器飲料自動販売機及びカップ式飲料自動販売機にあっては、表1に示された区分ごとの ■環境配慮仕様における表については、 算定式を用いて算出した基準エネルギー消費効率を上回らないこと。 「資料編P20~22」より引用すること。 ③自動販売機本体の冷媒及び断熱材発泡剤にフロン類が使用されていないこと ④自動販売機本体は表2に掲げる評価基準に示された環境配慮設計がなされていること。また、 ■鉛等の含有率基準値については、JIS C 環境配慮設計の実施状況については、その内容がウエブサイト等により公表され、容易に確認で 0950(電気・電子機器の特定の化学物質 きること の含有表示方法)の付属書Aの表A.1に定 ⑤自動販売機の照明にはLEDが使用されていること める基準値とし、基準値を超える含有が許 ⑥自動販売機本体に使用されている鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及び 容される項目については、附属書Bに準ず その化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル、ポリブロモジフェニルエーテルが含有率 るものとする。なお、その他付属品等の扱 基準値を超えないこと。また、当該化学物質の含有情報がウエブサイト等で容易に確認できるこ いについてはJIS C 0950に準ずるものとす ⑦屋内に設置される場合にあっては、夜間周囲に照明機器がなく、商品の選択・購入に支障をき たす場合を除き、照明が常時消灯されていること ■地方自治法(昭和22年法律第67号)第 ⑧自動販売機本体と併設して飲料容器の回収箱を設置するとともに、容器の分別回収及びリサ 238条の4第7項の規定に基づく使用許可 イクルを実施すること の際には要請事項とする。 ⑨使用済自動販売機の回収リサイクルシステムがあり、リサイクルされない部分については適正 処理されるシステムがあること。 【水準2】 ①自動販売機本体の年間消費電力量及びエネルギー消費効率基準達成率並びに冷媒(種類、 地球温暖化係数及び封入量)が自動販売機本体の見やすい箇所に表示されるとともに、ウエブ サイトにおいて公表されていること。 ②屋外に設置される場合にあっては、自動販売機本体に日光が直接当たらないよう配慮されて いること ③カップ式飲料自動販売機にあっては、マイカップに対応可能であること。 ④真空断熱材等の熱伝導率の低い断熱材が使用されていること。 ⑤自動販売機の設置・回収、販売品の補充、容器の回収等に当たって非ガソリン車等又は低燃 費・低公害車を使用する、配送効率の向上のための取組を実施する等物流に伴う環境負荷の低 減が図られていること。 ⑥飲料容器の回収に当たってプラスチック製ごみ袋を使用する場合は、ごみ袋等のプラスチック 製ごみ袋に係る判断の基準を満たす物品が使用されていること ⑦製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低 減に配慮されていること。 ⑧包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。 ⑨回収した飲料容器のうちペットボトルは、中間処理後のものがボトルtoボトル(使用済みペットボ トルを原料に新たなペットボトルを製造することをいう。)をできるリサイクル事業者に引き渡される ようにすること。

14. ごみ袋等

品名	環境配慮仕様	備考
品名 プラスチック製 ごみ袋	【水準1】 ○次のいずれかの要件を満たすこと。 ①次のア若しくはイのいずれかの要件並びにウ及びエの要件を満たすこと。 ア. バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが、プラスチック重量の25%以上使用されていること。 イ. 再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。 ウ. 上記ア又はイに関する情報が表示されていること。 エ. プラスチックの添加物として充填剤を使用しないこと。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月)」(P267~268)を参照すること。 ■「プラスチック製ごみ袋」は、一般の行政事務において発生した廃棄物の焼却処理に使用することを想定したプラスチック製のごみ袋であって、他の法令において満た
	②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること。 【水準2】 ①シートの厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図られていること。 ②バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものの配合率が可能な限り高いこと。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	すべき品質や基準等が定められている場合、地方公共団体が一般廃棄物処理に当たって指定した場合、特殊な用途等に使用する場合等には適用しない。

15. 自動車

15. 目 期 甲		
品名	環境配慮仕様	備考
自動車 (乗用車)	【水準1】 燃料電池自動車、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。業務上必要な仕様を満たすものがない等やむを得ない場合は、ハイブリッド自動車であること。 【水準2】 エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が150以下であること。	■特定低公害・低燃費車の該当要件については、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条第1号に規定する特定低公害・低燃費車及び同条第2号に規定する知事が別に定める乗用車に関する要綱」(令和4年3月告示)の別表を参照すること。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/obligation.html
自動車	【水準1】	■各局等において、令和8年度末までに、その事業の用に供する自動車の台数に対する特定低公害・低燃費車の台数の割合を都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第17条第3項で定める割合(30%)以上とすること。乗用車(特種車両含む・軽乗用車除く)においては水準1に示す非ガソリン車の中でも、特定低公害・低燃費車の要件に該当する自動車を20%以上とすること。
(その他自動車(※))	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第35条に規定する低公害・低燃費車(以下、特定低公害・低燃費車という。)であること。業務上必要な仕様を満たすものがない等やむを得ない場合は、九都県市指定低公害車であること。 【水準2】	■九都県市指定低公害車一覧 http://www.9taiki.jp/lowpollution/index.h tml
	①燃料電池自動車、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車であること。業務上必要な仕様を満たすものがない等やむを得ない場合は、ハイブリッド自動車であること。 ②エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数が150以下であること。	■災害など非常時における給電にZEVを活用するため、ZEV庁有車配備事業所(※)に外部給電器を原則1器以上配備する。 (※)緊急自動車や緊急通行車両など、災害時等に移動状態にあり給電を行うことが不可能なZEV庁有車のみの事業所は除く。 事業所の単位は、庁有車の運用を実質的に一元管理している部署の単位とする。 (注) ZEV…燃料電池自動車、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車
		(※)その他自動車…貨物自動車、乗合自動車、特種自動車、軽自動車、乗用車で緊急車両、悪路で使用する車両など
二輪車(原 付)	【水準1】 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない電動車両であること。 なお、業務上必要な仕様を満たすものがない等やむを得ない場合はこの限りではない。	

16.自動車タイヤ

16.日 期 単ク		
品名	環境配慮仕様	備考
自動車用タイヤ ヤ 【バス・貨物等 用】	するものであること。ただし、更生に適さない構造である場合は、製品の長寿命化に配慮されていること。 【水準2】	ク用タイヤ」「トラック及びバス用タイヤ」又
用】 (市販用タイヤ(スタッドレスタイヤ、オールシーズンタ	①転がり抵抗係数が7.7以下であること。(※) ②スパイクタイヤでないこと。 【水準2】 ①製品の長寿命化に配慮されていること。 ②走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(国基準)(令和5年2月) P133を参照すること。 ■「転がり抵抗係数」の試験方法は、JIS D 4234による。 ■(※)については、EU規則「Wet Grip グレーディング試験法」により測定された ウェットグリップ性能が110以上であるタイヤとする。

17. ライフライン

17. フイフラ 品名	環境配慮仕様	備考
電気(低圧施) 【役務】	【水準1】 小売電気事業者の二酸化炭素排出係数等に関し、次に掲げる式で計算したものが、0.445(※1)未満であること。 A×(1-α)×(1-β)×(1-γ)(※2) < 0.445 (有効数字:小数点第4位以下切捨)	■【水準1】及び【水準2】の各社の計算結果(グリーン電力証書の確保率γを0にした場合)については次のURLを参照(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/policy_others/tokyo_green/green_electricity.html) ■東京都環境確保条例第9条の5に基づくエネルギー状況報告書については、次のURLを参照(https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/supplier/publications.html (※3) ■【水準2】を仕様書に記載するにあたっては、「受託者の要件」として指定すること。※1 基準排出係数の算出については令和4年度公表のエネルギー状況報告書に基づく全電源平均の二酸化炭素排出係数(2021年度実績0.445)を元に設定した。※2 A、α及びβについてはエネルギー状況報告書に表づく全電源平均の二酸化炭素排出係数(2021年度に都内への電力供給実績がない都内新規供給事業者については、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令第2条第4項に基づく電気事業者ごとの基礎排出係数(kg-CO2/kWh換算値。環境省発表。)で代替できるものとする。※3 電気事業者からの届出書(グリーン電力証書のシリアルナンバーと一般財団法人日本品質保証機構のホームを一ジ等との照合確認)の数値を用いること。※4 当条件における「グリーン電力証書の確保」とは、事業者自身が購入等によりグリーン電力証書を確保した事実を届けることを指し(最終所有者としてのシリアルナンバーを確認)、東京都への譲渡は要しない。なお、契約が成立した場合、その際に届け出たグリーン電力証書は事後の契約の際は使用できないものとする。※5 再エネ由来の電気(FIT電気含む)であって、非化石証書等による環境価値を有するものとする。
電気 (高圧施設用 及び特別高 圧施設用)	【水準1】 供給電力量の30%以上を再生可能エネルギー電力にすること(※)。 【水準2】 供給電力量の100%を再生可能エネルギー電力にすること(※)。	■ただし、施設の電力需要が昼夜問わず高水準など、東京電力以外の小売電気事業者では供給困難な場合は、この限りではない。同様の施設については、高圧施設及び特別高圧施設でも低圧施設の基準の適用を可能とする。 ■【水準1】及び【水準2】を仕様書に記載するにあたっては、「受託者の要件」として指定すること。 ※ 再エネ由来の電気(FIT電気含む)であって、非化石証書等による環境価値を有するものとする。

18. 燃料

品名	環境配慮仕様	備考
ガソリン	【水準1】	
	なし	
	【水準2】 成分の一部に適切な原料を使用したバイオガソリンであること。	

19. 自動車による運搬及び輸送

_19. 目動隼	[による運搬及び輸送	
品名	環境配慮仕様	備考
自動車による 運搬及びがス の供給契約を 除く。) 【役務】	【水準1】 ①都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(以下「環境確保条例」という。)第37条の ディーゼル車規制に適合する自動車であること。	■本事項は、荷物の運搬契約、人員の輸送契約(自動車の借上げ、雇上げ契約)を対象とする。 ■運搬契約等で、自動車の使用を仕様書で規定しない場合は、「自動車を使用する場合は」を補記すること。 ■自動車NOx・PM法による登録の可否については、車検証備考欄を参照すること。 ■詳細は、「契約時における「環境により良い自動車利用」の手引き」を参照すること。 ■「低公害・低燃費車」とは、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱」に定める自動車に該当するものである。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/use.files/34_kizyun_2 0220302_2.pdf
自動車による 運搬及び輸送(観光バス の供給契約) 【役務】	【水準1】 「観光バスの環境性能表示に関するガイドライン(平成29年3月16日付改正28環改車第790号)」 に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。 【水準2】 非ガソリン車又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車を使用すること。	■詳細は、「契約時における「環境により良い自動車利用」の手引き」を参照すること。 ■「低公害・低燃費車」とは、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第34条第1項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱」に定める自動車に該当するものである。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/use.files/34_kizyun_20220302_2.pdf

20. 食堂

20. 及 品名	環境配慮仕様	備考
食堂•喫茶店	【水準1】 ①廃棄物の発生抑制のため、繰り返し利用できる食器を使用する取組がなされていること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)
【役務】	②生ゴミを減容及び減量する等再生利用に係る適正な処理が行われるものであること。 ③食堂内における飲食物の提供に当たっては、ワンウェイのプラスチック製の容器等を使用しないこと。ただし、利用者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。 ④食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定・削減目	P224~225を参照すること。 ■庁舎又は敷地内において委託契約等により営業している食堂・喫茶店を対象とする。
	標の設定が行われていること。 ⑤食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種については、食品廃棄物等の単位 当たり発生量がこの目標値以下であること。 ⑥食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成している	■新規契約や更新の際に適用する。ただ し、複数年度にわたる契約等を前提とした
	水のための措置を講じていること。	■「ワンウェイのプラスチック製の容器等」とは、一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもので、飲料用ペットボトル、カップ、カップの蓋、ストロー、マドラー、シロップやミルクの容器等をいう。
	⑩個人一人ひとりのもったいない意識を醸成し、持続可能な社会の実現に向けた取組を推進するため、東京都による、もったいない意識の普及啓発に協力すること。 ⑪業務上必要となる容器包装及び梱包資材等には、使い捨てプラスチック製品を可能な限り、使用しないよう、努めること。	■「利用者の飲食に支障を来す場合」とは、高齢者、乳幼児、身体上の障害を持つ方等の飲食に支障をきたす場合などをいう。
	【水準2】 ①生ゴミ処理機等による処理後の生成物は肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。 ②生分解性の生ゴミ処理袋又は水切りネットを用いる場合は、生ゴミと一緒にコンポスト処理されること。	■「代替する手段がない場合」とは、極端 に代替素材の流通が限られている場合等 の非合理的な場合などをいう。
	③食堂で使用する食材は、地域の農林水産物の利用の促進に資するものであること。 ④食堂で使用する農産物や加工品は、可能な限り近隣において有機農業により生産された農産物及びそれを原料として使用した加工品の利用の推進に資するものであること。 ⑤食堂で使用する加工食品・化成品の原料に植物油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。 ⑥修繕することにより再使用可能な食器、又は再生材料が使用された食器が使われていること。 ⑦再使用のために容器包装の返却・回収が行われていること。	量発生事業者に該当しない場合、食品廃
	⑧食材等の輸送に伴う環境負荷の低減が図られていること。⑨店舗単位で食品廃棄物の再生利用等実施目標を定めていること。	■「再生利用等実施率目標」とは、「食品リサイクル事業者判断基準省令(食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令)」に定める「食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標」を指す。店舗単位の実施目標を定める場合もこれに準ずる。
		■「地域の農林水産物の利用」とは、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」(平成22年法律第67号)第25条の趣旨を踏まえ、国内の地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費すること及び地域において供給が不足している農林水産物がある場合に他の地域で生産された当該農林水産物を消費することをいう。
		■地方自治法(昭和22年法律第67号)第 238条の4第7項の規定に基づく使用許可 の際には要請事項とする。

21. 小売業務

21. 小売業		
品名	環境配慮仕様	備考
		■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)
	制するための取組が行われていること。 ②食品を取り扱う場合は、次の要件を満たすこと。 ア. 食品廃棄物の発生量の把握並びに発生抑制及び再生利用等のための計画の策定・削減目 標の設定が行われていること。	P251~252を参照すること。 ■庁舎又は敷地内において委託契約等によって営業を行う小売業務の店舗を対象と
	イ. 食品廃棄物の発生抑制のため、消費者に対する呼びかけ、啓発等が行われていること。 ウ. 食品の調達において、その原材料の持続可能な生産・消費を確保するため、持続可能性に 関する調達方針等が公表されていること。	する。 ■新規契約や更新の際に適用する。ただ
	工. 食品廃棄物等の発生抑制の目標値が設定されている業種については、食品廃棄物等の単位当たり発生量がこの目標値以下であること。 オ. 食品循環資源の再生利用等の実施率が、判断基準省令で定める基準実施率を達成してい	し、複数年度にわたる契約等を前提とした更新時は適用しない。
	ること又は目標年に目標値を達成する計画を策定すること。 ③消費者のワンウェイ製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組が行われていること。 ④店舗において取り扱う商品の容器包装のうち、再使用を前提とするものについては、当該店舗	
	において返却・回収が可能であること。 ⑤個人一人ひとりのもったいない意識を醸成し、持続可能な社会の実現に向けた取組を推進す るため、東京都による、もったいない意識の普及啓発に協力すること。 ⑥業務上必要となる容器包装及び梱包資材等には、使い捨てプラスチック製品を可能な限り、使	小売業者自らが取り組む措置をいう。 ■「消費者の容器包装廃棄物の排出を抑
	用しないよう、努めること。 【水準2】	同りるための収組」とは、間面の販売時に レジ袋を有償で販売すること、レジ袋の必 要の有無を消費者に確認することなどの措 置をいう。
	①取り扱う商品については、簡易包装等により容器包装の使用量を削減したものであること。 ②店舗において飲料を充填して提供する場合は、マイカップ・マイボトルに対応可能であること。 ③食品を取り扱う場合は、食品廃棄物等を再生利用等して製造された飼料・肥料等を用いて生産された食品を優先的に取り扱うこと。 ④食品ロスの削減のために納品期限を緩和する等、フードチェーン全体の環境負荷の低減に資する取組に協力していること。	■【水準1】の②のエについて 食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多 量発生事業者に該当しない場合、食品廃 棄物等の単位当たりの発生量が目標値以 下であること又は当該目標値を達成するた めの自主的な計画を策定していること
		■「再生利用等実施率目標」とは、「食品リサイクル事業者判断基準省令(食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令)」に定める「食品循環資源の再生利用等の実施に関する目標」を指す。店舗単位の実施目標を定める場合もこれに準ずる。
		■「消費者のワンウェイのプラスチック製品及び容器包装の廃棄物の排出の抑制を促進するための独自の取組」とは、以下の取組などをいう。 ・商品の販売に際して消費者に買物袋等(レジ袋等)を有償で提供・ワンウェイの箸、フォーク、スプーン、ストロー等のワンウェイのプラスチック製品や容器包装の使用に関する意思を消費者に確認する(買物袋の要・不要の確認)
		■【水準1】については、容器包装リサイクル法に基づく定期報告第7表の写し、別紙付属資料3の参考様式又はそれらに準ずる内容を含む環境報告書等の写し等により確認する。 ■地方自治法(昭和22年法律第67号)第
		238条の4第7項の規定に基づく使用許可の際には要請事項とする。

22. クリーニング

品名	環境配慮仕様	備考
クリーニング	【水準1】 ①ドレンの回収及び再利用により、省エネルギー及び水資源節約等の環境負荷低減が図られて	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)」(国基準)
【役務】	いること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。	P253~254を参照すること。
	③ハンガーの回収及び再使用等の仕組みが構築されていること。 ④袋・包装材の削減のための独自の取組が講じられていること。	
	【水準2】 ①揮発性有機化合物の発生抑制に配慮されていること。 ②ランドリー用水や洗剤の適正使用に努めていること。	
	③事業所、営業所等におけるエネルギー使用実態の把握を行うとともに、当該施設におけるエネルギー使用量の削減に努めていること。	
	④可能な限り非ガソリン車又は低燃費・低公害車による集配等が実施されていること。 ⑤プラスチック製のハンガーにあっては、再生プラスチック配合率が可能な限り高いこと。 ⑥包装用のプラスチック製の衣類カバーにあっては、厚みを薄くする等可能な限り軽量化が図ら	
	れていること。 ①プラスチック製の袋を提供する場合は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたもの又は再生プラスチックが使用されていること。	
	⑧省エネルギー型のクリーニング設備・機械・空調設備等の導入が図られていること。 ⑨フロン系の溶剤を使用する場合、溶剤の大気中への放出がない設備等の導入が図られていること。	

・ 啓発等に係る環境配慮	
環境配慮仕様	備考
環境配慮仕様 【水準1】 ①ワンウェイプラスチック製品の使用を削減すること。なお、プラスチックを使用する場合の考え方は次のとおりとする。ただし、イベントの運営や利用者の飲食に支障を来す場合など、やむを得ない場合は、この限りではない。 (1)リュース(飲食提供時の食器など) (2)再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものへの転換なお。(2)の場合の考え方は次のとおりとする。ア、グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、該当品名の水準1を満たしている物品を使用すること。イ、グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合は、再生プラスチックがプラスチック重量の40%以上使用されていること。②ブラスチック製品以外のものを調達する場合の考え方は次のとおりとする。 (1)グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、該当品名の水準1を満たしている物品を使用すること。 ②ブラスチック製品以外のものを調達する場合は、該当品名の水準1を満たしている物品を使用すること。 (2)グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合、主要材料が木質の場合はア、紙の場合はイの要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はア、紙が含まれる場合で原料にバージンパルブが使用される場合はイかの要件をそれぞれ満たすこと。ア、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 b、紙の原料にオージンパルブが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたのであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプとには適用しない。	■イベントとは、博覧会、展覧会、見本市等の展示会、シンポジウム、表彰式、スポーツイベント、文化イベント等をいい、東京都が主催するイベントや東京都がイベントに出展する場合等をいう。 ■ワンウェイプラスチック製品とは、一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のものをいう。 ■ワンウェイプラスチック製品の使用を削減することには、代替素材(紙や木材など)への転換も含む。 ■利用者の飲食に支障を来す場合とは、高齢者、乳幼児、身体上の障害を持つ方
③イベントにおいて使用された物品については、可能な限り、リユースを行うこと。 ④イベントにおいて使用された物品の再生利用のためのシステムがあること及び、会場における分別の徹底などの取組が行われていること。 ⑤容器包装の過剰な使用を抑制するための取組又は来場者による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組が行われていること。 ⑥イベント等の終了後、①~⑤を達成したことが確認できるもの(現物や写真等)を提出すること。 ⑦飲食を提供する場合に、提供する飲食物の量の調整や、食べ切り推奨の啓発などにより、食	■環境省の「リユース食器を使ったエコイベント実践マニュアル」などを参照すること。 ■「容器包装の過剰な使用を抑制するための取組」とは、紙やプラスチック製の容器包装を使用しないこと、薄肉化又は軽量化
	された容器包装を使用すること、商品に応じて適正な寸法の容器包装を使用することなどをいう。 ■「来場者による容器包装廃棄物の排出を抑制するための取組」とは、商品の販売時にレジ袋を有償で販売すること、レジ袋の必要の有無を来場者に確認することなどの措置をいう。
	【水準1】 ①ワンウェイブラスチック製品の使用を削減すること。なお、プラスチックを使用する場合の考え方は次のとおりとする。ただし、イベントの運営や利用者の飲食に支障を来す場合など、やむを得ない場合は、この限りではない。 (1) リュース(飲食提供時の食器など) (2) 再生プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものへの転換なお、(2)の場合の考え方は次のとおりとする。ア、グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、該当品名の水準1を満たしている物品を使用すること。イ、グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合は、該当品名の水準1を満たしている物品を使用すること。 (1) グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合は、該当品名の水準1を満たしている物品を使用すること。 (2) グリスチック製品以外のものを調達する場合は、該当品名の水準1を満たしている物品を使用すること。ア、関した関力が下に定める物品を調達する場合は、該当品名の水準1を満たしている物品を使用すること。ア、間役材、対応で定めない物品を調達する場合は、主要材料が木質の場合はア、紙の場合はイの要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はア、紙が含まれる場合はイの要件を高たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はア、紙が含まれる場合はイの要件をであること、文は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。③ペペントにおいて使用された物品の再生利用のためのシステムがあること及び、会場における分別の徹底などの取組が行われていること。⑥ペペントにおいて使用された物品の再生利用のためのシステムがあること及び、会場における分別の徹底などの取組が行われていること。⑥のペントにおいて使用された物品の再生利用のためのシステムがあること及び、会場における分別の徹底などの取組が行われていること。⑥のペントにおいて使用された物品の再生利用のためのシステムがあること及び、会場における分別の徹底などの取組が行われていること。⑥が食を提供する場合は、提供する飲物の量の調整や、食べ切り推奨の啓発などにより、食品ロスを削減する取組が行われていること。

ノベルティ等 【水準1】

提供物の調達①ワンウェイプラスチック製品の使用を削減すること。なおプラスチックを使用する場合は、再生 プラスチック又はバイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものを使用す ること。ただし、提供物の強度や耐久性、安全性などに支障を来す場合など、やむを得ない場合 は、この限りではない。

なお、再生プラスチック素材を使用する場合の考え方は次のとおりとする。

- (1) グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、該当品名の【水準1】を満たしている 物品を調達すること
- (2) グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合は、再生プラスチックがプラスチック 重量の40%以上使用されていること。
- (1) グリーン購入ガイドに定める物品を調達する場合は、該当品名の【水準1】を満たしている物 ■容器包装の過剰な使用を抑制することと 品を調達すること
- (2) グリーン購入ガイドに定めのない物品を調達する場合は、主要材料が、木質の場合はア 紙の場合はイの要件を満たすこと。また、主要材料以外の材料に木質が含まれる場合はア、紙が包装を使用すること、商品に応じて適正な
- 含まれる場合で原料にバージンパルプが使用される場合はイbの要件をそれぞれ満たすこと。 ア、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の再生資源であること、又は、原料の原木 は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続 が適切になされたものであること。

イ、次の要件を満たすこと

- a, 紙の原料は古紙パルプ配合率50%以上であること。
- b, 紙の原料にバージンパルプが使用される場合にあっては、その原料の原木は、伐採に当 たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。ただし、間伐材により製造されたバージンパルプ及び合板・製材工場から発 生する端材、林地残材・小径木等の再生資源により製造されたバージンパルプには適用しない。 ③容器包装の過剰な使用を抑制すること。

- ■ワンウェイプラスチック製品の使用を削 減することには、代替素材(紙や木材など) への転換も含む。
- ■「環境負荷低減効果が確認されたもの」 とは、製品のライフサイクル全般にわたる 環境負荷についてトレードオフを含め定量 的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第 三者のLCA専門家等により環境負荷低減 効果が確認されたものをいう。
- は、紙やプラスチック製の容器包装を使用 しないこと、薄肉化又は軽量化された容器 寸法の容器包装を使用することなどをい

24. 引越輸送

品名	環境配慮仕様	備考
引越輸送【役務】	【水準1】	■低公害車・低燃費車とは、環境確保条例第34条第1項に規定する東京都指定低公害車・低燃費車をいう。
	【水準2】 ①環境負荷低減に資する引越輸送の方法の適切な提案が行われるものであること。 ②梱包用資材及び養生用資材について、一括梱包や資材の使用削減を図るなどの省資源化に配慮されていること。 ③梱包用資材及び養生用資材には、再生材料又は、バイオマスプラスチックであって環境負荷低減効果が確認されたものが使用されていること。また、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④自動車による輸送を伴う場合、非ガソリン車等又は低公害車・低燃費車を使用すること。また、エコドライブ等の取組により燃費削減に努め、東京都貨物輸送評価制度要綱に定める評価書の交付を受けた事業者であること。	

25. 産業廃棄物処理

品名	N 1070-12	環境配慮仕様	備考
産業廃棄物 処理委託契 約	制度の認定を受けた事業者、又は廃棄物	、では、産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル認定 物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づき、優	■【水準1】①②について、受託者が限定 される場合等により利用等が困難な場合は 対象外とする。
【役務】	【水準2】	定を受けた事業者(優良認定業者)であること プロフェッショナル認定制度の認定を受けた業者である	■【水準1】②について、令和5年度は試行 実施とし、新宿本庁舎で実施する執務室 の改修(設備更新工事を除く)に際して臨 時的に排出される什器等の産業廃棄物を 対象とする(試行対象以外の廃棄物につ いても、水準1での取扱いを検討し、認定 業者の活用に努めるものとする)。仕様書 に記載するにあたっては、「受託者の要 件」として指定すること。
			■産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル認定業者の検索 URL: https://www.kankyo- sanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search_input.aspx
			■国の優良認定業者の検索 URL: https://www2.sanpainet.or.jp/zyohou/ind ex_u4.php
			■【水準2】を仕様書に記載するにあたっては、「受託者の要件」として指定すること。
			■仕様の詳細については、産業廃棄物処理委託契約用モデル仕様書等を参照すること。
使用済小型 電子機器等 処理委託契 約		定した事業者であること。 は、運搬又は再資源化を適正に実施し得る者であるこ	■使用済小型電子機器等を委託により廃棄する場合には、分別して排出し、【水準1】を「受託者の要件」として仕様書に記載すること。
【役務】	と。 【水準2】 なし		■使用済小型家電子機器等の対象となる品目については、下記URLを参照のこと。(http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/law/go_h25-45.pdf)

26. 建築物の借上げ

品名	環境配慮仕様	備考
品名 都保有以外の 建築物の借上 げ 【役務】	環境配慮仕様 【水準1】 なし 【水準2】 ①借上契約の対象となる建築物(都が定めるテナントビルのベンチマーク*1の対象となる建築物のうち「新築建築物」(供用開始日以後の最初の3月31日を越えていない建築物)を除く。)の前年度の延床面積当たりのCO2排出量が、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく「地球温暖化対策報告書」によるテナントビルのベンチマーク区分*2のA1レンジ以上であること。また、当該建築物の出入口等に、地球温暖化対策指針第2編第4の5に定める地球温暖化の対策の取組状況を示す書面の1つであるカーボンレポートが掲示されていること。	■ベンチマークの対象となる建築物は、 熱、電気、燃料の年間使用量が原油換算で1,500kl未満の建築物をいう。 ※1・・・テナントビルのベンチマークの詳細については、東京都環境局HPの「中小規模事業所における対策」「自己評価指標(ベンチマーク)」のページで確認可能。 ※2・・・ベンチマーク区分については、テナントビルの規模(㎡)に応じて、次の3つの区分が設定されている。
	②既設の業務用空調設備がある借上契約の対象となる建築物の当該設備が、オゾン層を破壊する物質が未使用であり、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されているものであること。また、冷媒として用いられるフロン類の漏えい防止のための適切な措置が講じられていること。	借上対象となる建築物について、該当する 区分の最新のベンチマークと比較すること。 (1)小規模テナントビル (延床面積1,000㎡以上3,000㎡未満) (2)中規模テナントビル (延床面積3,000㎡以上10,000㎡未満) (3)準大規模テナントビル (延床面積10,000㎡以上 20,000㎡未満)

27. 庁舎管理等

27. 万害官 品名	環境配慮仕様	備考
植栽管理業務 (都が管理する施設内の植栽地(公園及等の植栽地(公園及び 街路樹を含む。)並びに 屋上緑化等の	【水準1】 農薬の使用の回数及び量の削減に努めているとともに、農薬取締法に基づいて登録されな農薬を、ラベルに記載されている使用方法(使用回数、使用量、使用濃度等)及び使用意事項を守って、適正かつ効果的に使用されるものであること。 【水準2】 ①病害虫予防として、適切な剪定や刈込みを行って通風をよくし、日照等を確保するとと切な防除手段を用いて、害虫や雑草の密度を低いレベルに維持する総合的病害虫・雑草を行う体制が確保されていること。 ②植替え等が生じた場合、地域の在来種や既存の植栽に配慮し、病害虫の発生しにくい選定等について、施設管理者への提案が行われること。	■農薬の使用に係る施設管理者や周辺地 水適正 域への情報提供、農薬の飛散防止、適正 使用の記録の保持等、「住宅地等における 農薬使用について(平成25 年4 月26 日 付25消安第175 号環水大土発第1304261 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・ 大気環境局長連名通知)」に準拠したもの であること。
加煙試験【役務】	【水準1】 加煙試験器の発煙体にフロン類が使用されていないこと又はエコマーク認定基準を満たしくは同等のものであること。 【水準2】 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄物時の負減に配慮されていること。	P239を参照すること。 ■「エコマーク認定基準」とは、公益財団
タイルカー ペット洗浄 【役務】	【水準1】 ①洗浄に使用する機器の消費電力量が0.22kWh/㎡以下であること。 ②線上に使用する水量が40L/㎡以下であること。 ③洗浄に使用する洗剤等の揮発性有機化合物の含有量が、厚生労働省の定める室内濃針値以下であること。 ④洗浄完了後のタイルカーペットを水洗いした回収水の透視度が5ポイント以上であること 【水準2】 ①洗浄に用いる洗剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ②洗剤の原料に植物性油脂が使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されてと。 ③洗浄に使用する洗剤等については、指定化学物質を含まないものが使用されているこ。 ④洗浄に当たって使用する電気等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。	■対象となる「タイルカーペット洗浄」とは、 敷設されたタイルカーペットを取り外し、施 工現場又は事業所等においてタイルカー ペットの汚れを遊離・分解し洗い流すととも に、汚水が残らないように吸引若しくは脱 水することをいう。 ■水準1④の透視度はJIS K 0120による。

清掃 【役務】

○次のいずれかの要件を満たすこと。

①次の要件を満たすこと

清掃において使用される消耗品(トイレットペーパー等)がグリーン購入ガイドに定める物品等 に該当する場合は、【水準1】を満たしている物品が使用されていること。

イ 洗面所の手洗い洗剤として石けん液又は石けんを使用する場合には、資源有効利用の観点 から、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんが使用されていること。ただし、植 物油脂が原料として使用される場合にあっては、持続可能な原料が使用されていること。

ごみの収集は、資源ごみ(紙類、缶、びん、ペットボトル等)、生ごみ、可燃ごみ、不燃ごみを 分別し、適切に回収が実施されていること。

エ 資源ごみのうち、紙類については、古紙のリサイクルに配慮した分別・回収が実施されている こと。また、施設利用者による分別が不徹底であることを確認した場合などには、施設管理者へ 報告すること

オ 床維持剤(ワックス)、洗浄剤等を清掃に使用した場合において、室内空気中の揮発性有機 化合物の濃度が指針値以下であること

カ 環境負荷低減に資する技術を有する適正な事業者であり、より環境負荷低減が図られる清掃 営するエコマーク制度の商品類型のうち、 方法等について、提案を行えること。

②エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること

【水淮り】

①清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。 ②補充品等は、過度な補充を行わないこと

③洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度(pH)のものが使用されている

④清掃に使用する床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものが 使用されていること

⑤清掃に当たって使用する電気、ガス等のエネルギーや水等の資源の削減に努めていること。 ⑥建物の状況に応じた清掃の適切な頻度を提案するよう努めていること

⑦清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であって も、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努め

■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)」(国基準) P239~241を参照すること。

■清掃とは、庁舎の清掃作業をいう。

■環境負荷低減に資する技術を有する適 正な事業者とは、汚染度別の清掃方法の 採用、室内環境の汚染前に除去する予防 的清掃方法の採用や清掃用機材の清掃 維持による確実な汚染除去等をなし得る 事業者をいう。

■「エコマーク認定基準」とは、公益財団 法人日本環境協会エコマーク事務局が運 品類型No.510「清掃サービス Version1」に 係る認定基準をいう。

印刷機能等 提供業務

【役務】

①印刷機能等提供業務に係る機器を導入する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア. コピー機、複合機又は拡張性のあるデジタルコピー機にあっては、当該品目に係る【水準1】

イ. プリンタ又はプリンタ複合機にあっては、当該品目に係る【水準1】を満たすこと。

ウ. ファクシミリにあっては、ファクシミリに係る【水準1】を満たすこと。

エ. スキャナにあっては、スキャナに係る【水準1】を満たすこと

オ. デジタル印刷機にあっては、デジタル印刷機に係る【水準1】を満たすこと。 カ. 契約終了後に使用済の印刷機能等提供業務に係る機器を回収すること。また、回収した部 品の再使用又は材料の再生利用が行われること。なお、回収した機器の再使用又は再生利用で きない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理され、単純埋立てされないこと。 ②カートリッジ等を供給する場合は、トナーカートリッジに係る【水準1】を満たすこと。

③用紙を供給する場合であって、当該品目に係る【水準1】を満たすこと

④印刷機能等提供業務に係る機器の使用実績等を把握し、その状況を踏まえ、以下の提案を 行うこと。

ア. コピー機能又はプリント機能を有する印刷機能等提供業務に係る機器の場合、紙及びトナー 又はインクの使用量の削減対策。

イ. 環境負荷低減に向けた適切な印刷機能等提供業務に係る機器の製品仕様及び設置台数。

【水準2】

①コピー機、複合機及び拡張性のあるデジタルコピー機の導入に当たっては、可能な限り再生 型機又は部品リユース型機を利用すること。

②使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感光体を回収し、回収した部品の再使用 又は再生利用を行うこと。また、回収した使用済のカートリッジ等、トナー容器、インク容器又は感 光体の再使用又は再生利用できない部分については、減量化等が行われた上で、適正処理さ れ、単純埋立てされないこと

③印刷機能等提供業務に係る機器の導入又は消耗品の供給に使用する梱包用資材について は、再使用に努めるとともに、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低 減に配慮されていること。

■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)P265~ 266」を参照すること。

生ゴミ処理機	バイオ式又は乾燥式等の処理方法により生ゴミの減容及び減量等を行う機器であること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)P168」を参 照すること。
	【水準2】 ①分解が容易である等材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②使用時のエネルギー節減のための設計上の工夫がなされていること。 ③処理後の生成物は、肥料化、飼料化又はエネルギー化等により再生利用されるものであること。	
		■※伽辻「理控機」□なの調法の批准)。
日射調整フィ ルム 低放射フィル ム	 【水準1】 ①日射調整フィルムにあっては、次の要件を満たすこと。 ア.遮蔽係数は0.7未満、かつ、可視光線透過率は10%以上であること。 イ.熱貫流率は5.9W/(㎡・K)未満であること。 ②低放射フィルムにあっては、次の要件をみたすこと。 ア.可視光線透過率は60%以上であること。 イ.熱貫流率は4.8W/(㎡・K)以下であること。 	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)P172~173 を参照すること。
	③日射調整性能及び低放射性能について、適切な耐候性が確認されていること。 ④貼付前と貼付後を比較して環境負荷低減効果が確認されていること。 ⑤上記①、③及び④並びに②、③及び④について、ウエブサイト等により容易に確認できること、 又は第三者により客観的な立場から審査されていること。 ⑥フィルムの貼付について、適切な施工に関する情報開示がなされていること。	
	【水準2】 遮蔽係数が可能な限り低いものであること。	
★太陽光発 電システム (公共・産業 用)	【水準1】 ①太陽電池モジュールのセル実効変換効率が表1に示された区分ごとの基準変換効率を下回らないこと。 ②太陽電池モジュール及び周辺機器について、表2に示された項目について、情報が開示され、ウエブサイト等により、容易に確認できること。 ③発電電力量等が確認できるものであること。 ④太陽電池モジュールの出力については、公称最大出力の80%以上を最低10年間維持できるように設計・製造されていること。 ⑤パワーコンディショナについては、定格負荷効率及び2分の1負荷時の部分負荷効率について、出荷時の効率の90%以上を5年以上の使用期間にわたり維持できるように設計・製造されていること。 ⑥太陽電池モジュールについては、エネルギーペイバックタイムが3年以内であること。 ⑦太陽電池モジュールについては、表3に掲げた環境配慮設計の事前評価が行われており、その内容が確認できること。 ⑧修理及び部品交換が容易である等長期使用が可能となる設計がなされていること。	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)P163~ 166」を参照すること。 ■環境配慮仕様における表については、 「資料編P22~25」より引用すること。
	【水準2】 ①分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②来庁者の多い施設等に設置するものにあっては、可能な限り発電電力量等を表示するなど、来庁者に対して効果の説明が可能となるよう考慮したシステムであること。 ③設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。 ④特定の化学物質を含有する二次電池が使用される場合には、二次電池の回収及びリサイクルシステムがあること。 ⑤太陽電池モジュールの外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑥重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。	

★太陽熱利	【水準1】	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に
用システム (公共・産業 用)	○①~②の要件を満たすこと又はエコマーク認定基準を満たすこと若しくは同等のものであること。 ①日集熱効率が次の要件を満たすこと。	関する基本方針(令和5年2月)P166~ 167」を参照すること。
/ 11)	ア. 基準値1は、表1の基準値1の欄に示された集熱器の区分ごとの基準 イ. 基準値2は、表1の基準値2の欄に示された集熱器の区分ごとの基準 ②集熱器及び周辺機器について、表2に示された項目が、ウエブサイト等により、容易に確認できること。	■「エコマーク認定基準」とは、公益財団 法人日本環境協会エコマーク事務局が運 営するエコマーク制度の商品類型のうち、 品類型No.154「太陽熱利用システム Version1」に係る認定基準をいう。
	【水準2】 ①修理及び部品交換が容易である等長期間の使用が可能な設計がなされている、又は、分解が容易である等部品の再使用または材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。 ②集熱器の稼働に係るエネルギーが最小限となるような設計がなされていること。 ③設備撤去時には、撤去事業者又は排出事業者による回収及び再使用又は再生利用が可能であり、再使用又は再生利用されない部分については適正処理が可能であること。 ④外枠・フレーム・架台等にアルミニウム合金を使用する製品では、アルミニウム二次地金(再生地金)を原材料の一部として使用している合金を用いること。 ⑤重金属等有害物質を製品の製造に使用しない又は可能な限り使用量を低減すること。	■環境配慮仕様における表については、 「資料編P26」より引用すること。
燃料電池	【水準1】	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に
	商用電源の代替として、燃料中の水素及び空気中の酸素を結合させ、電気エネルギー又は熱エネルギーを取り出すものであること。	関する基本方針(令和5年2月)P168」を参 照すること。
	【水準2】 分解が容易である等部品の再使用又は材料の再生利用が容易になるような設計がなされていること。	
エネルギー管 理システム	建物内で使用する電力等のエネルギーを、受入、変換・搬送及び消費の各ポイントにおいて用	■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)P168」を参 照すること。
	【水準2】 設備・機器等の制御を効率的に行う管理システムであること。	
節水器具		■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)P168~
	①電気を使用しないこと。 ②吐水口装着型にあっては、単一個装置で多様な吐水口に対応できること。 <個別事項>	169」を参照すること。 ■環境配慮仕様における表については、
	①節水コマにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. ハンドルを120° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下 の吐水流量であること。	「資料編P27」より引用すること。
	イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。	
	②定流量弁にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa以上、0.7MPa以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は8L/分以下であること。 イ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されているこ	
	と。 ウ. 定流量弁1 個は、水栓1 個に対応していること。 ③泡沫キャップにあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において5 L/分以上の吐水流量であること。 ④流量調整弁にあっては、次の要件を満たすこと。 ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、吐水流量が、流量調整弁なしの同型水栓の80%以下であること。 イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において器具設置場所での吐水流量が、表に示す数値以上であること。 ウ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。	
	【水準2】 ①取替用のコマにあっては、既存の水栓のコマとの取替が容易に行えること。 ②使用用途における従前どおりの使用感であること。	

給水栓 【水準1】

①節水コマ内蔵水栓にあっては、次の要件を満たすこと。

ア. ハンドルを120° に開いた場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ20%を超え70%以下 の吐水流量であること。

- イ. ハンドルを全開にした場合に、普通コマを組み込んだ場合に比べ70%以上の吐水流量であること。
- ウ. 電気を使用しないこと。
- ②定流量弁内蔵水栓にあっては、次の要件を満たすこと。
- ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル開度全開の場合、適正吐水流量は8L/分以下であること。
- イ. 水量的に用途に応じた設置ができるよう、用途ごとの設置条件が説明書に明記されていること。
- ウ. 電気を使用しないこと。
- ③泡沫機能付水栓にあっては、次の要件を満たすこと。
- ア. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、ハンドル(レバー)開度全開の場合、適 正吐水流量が、泡沫キャップなしの同型水栓の80%以下であること。
- イ. 水圧0.1MPa、ハンドル(レバー)全開において5L/分以上の吐水流量であること。
- ウ. 電気を使用しないこと。
- ④時間止め水栓にあっては、次の要件を満たすこと。
- ア. 設定した時間に達すると自動的に止水すること。
- イ. 次の性能を有していること
- | (設定時間-実時間)/設定時間 | ≦0.05
- ⑤定量止め水栓にあっては、次の要件を満たすこと。
- ア. 次の性能を有していること
- |(設定吐水量-実吐水量)/設定吐水量 | ≦0.2
- イ. 電気を使用しないこと
- ⑥自動水栓(自己発電機構付)にあっては、次の要件を満たすこと。
- ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2 秒以内であること。
- イ. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。
- ウ. 単相交流(100V)の外部電源が不要で、自己発電できる機構を有していること。
- ⑦自動水栓(AC100Vタイプ・乾電池式)にあっては、次の要件を満たすこと。
- ア. 電気的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で吐水し、手を遠ざ
- けた際に自動で止水するものであること。また、止水までの時間は2 秒以内であること。 イ. 水圧0.1MPa 以上、0.7MPa 以下の各水圧において、吐水流量が5L/分以下であること。
- ⑧手元止水機構を有する水栓にあっては、次の要件を満たすこと。
- ア. 吐水切換機能、流量及び温度の調節機能から独立して吐水及び止水操作ができる機構を有していること。
- イ. ボタンやセンサーなどのスイッチによって使用者の操作範囲内で吐水及び止水操作だけがで きること。
- ⑨小流量吐水機構を有する水栓にあっては、吐水力が、次のいずれかの要件を満たすこと。
- ア. 流水中に空気を混入させる構造を持たないものにあっては、0.6N以上であること。
- イ. 流水中に空気を混入させる構造を持つものにあっては、0.55N 以上であること。
- ⑩水優先吐水機構を有する水栓にあっては、次のいずれかの要件を満たすこと。
- ア. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の上面に位置し、レ バーハンドルが水栓の正面にあるときに湯が吐出しない構造であること。
- イ. 吐水止水操作部と一体の温度調節を行うレバーハンドルが水栓の胴の左右の側面に位置し、温度調節を行う回転軸が水平で、かつ、レバーハンドルが水平から上方45°までの角度で湯が吐出しない構造であること。
- ウ. 湯水の吐水止水操作部から独立して水専用の吐水止水操作部が設けられた構造であること。

【水準2】

○製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。

■詳細は、「環境物品等の調達の推進に 関する基本方針(令和5年2月)P170~ 172」を参照すること。

28. 会議運営

品名	環境配慮仕様	備考
会議運営【役務】	【水準1】 ①ノートパソコン、タブレット等のICTを活用することによるペーパーレス化を行い、紙資源の削減を実施していること。ただし、会議運営上、紙の資料等を印刷又は配布する必要がある場合は、以下の要件を満たすこと。 ア. 適正部数の印刷、両面印刷等により、紙の使用量の削減が図られていること。また、紙の資料として配布される用紙がグリーン購入ガイドにおける「1. 用紙」の基準を満たすこと。イ. ボスター、チラシ、パンフレット等の印刷物を作成する場合は、グリーン購入ガイドにおける「2. 印刷物」の基準を満たすこと。ウ. 紙の資料及び印刷物等の残部のうち、不要なものについてはリサイクルを行うこと。②会議参加者に対し、会議への参加に当たり、環境負荷低減に資する次の取組の奨励を行うこと。ア. 公共交通機関の利用 イクールビズ及びウォームビズウ・筆記具等の持参 ③飲料を提供する場合は、次の要件を満たすこと。ただし、会議参加者の飲食に支障を来す場合又は代替する手段がない場合はこの限りではない。ア. アンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。イ. 繰り返し利用可能な容器等を使用すること又は容器包装の返却・回収が行われること。④食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装の削減を図ること。【水準2】 ①会議に供する物品については、可能な限り既存の物品を使用すること。なお、新規に物品を購入する場合は、グリーン購入ガイドによること。②食事を提供する場合は、ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しないこと。③資機材の搬送に使用する梱包用資材については、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること	■「ワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装」とは、一般的に一度だけ使用した後に廃棄することが想定されるプラスチック製のもので、ペットボトル、カップ、カップの蓋、ストロー、マドラー、シロップやミルクの容器等をいう。 ■「会議参加者の飲食に支障を来す場合を当とは、高齢者、乳幼児、身体上の障害を持つ方等の飲食に支障をきたす場合をいう。 ■水準1の③のイの「容器包装」とは、アルミ缶やスチール缶、紙パックなどの円滑なリサイクルが進んでいるもので、プラスチック製以外のものをいう。 ■契約によらない会議運営についても、当該規定を準用すること。